

平成27年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年12月8日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三 総合政策課長 斉藤明美
企画調整幹 中村茂弘 町民課長 青井義和
建設課長 片桐栄一 農林課長 小平春幸 観光課長 今井一行
会計室長 市川正彦 教育次長 荻原邦久
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

散会 午後4時46分

(午前10時00分 開議)

議長（土屋春江君） おはようございます。これから、本日12月8日の会議を開きます。
報告します。中谷たてしな保育園長から、公務のため遅刻の届け出が出ております。
本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラからの取材撮影を許可してあります。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（土屋春江君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、9人の議員から一般質問の通告がなされています。本日は、通告順5番まで行います。

質問は通告順に一問一答方式で行いますが、議員各位並びに町当局は簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますよう、お願いいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内です。

最初に、**3番、今井 清君**の発言を許します。

件名は **1. 後継者育成対策について**

2. 交通弱者（高齢者や障がい者）の足の確保についてです。

質問席から願います。

〈3番 今井 清君 登壇〉

3番（今井 清君） 3番、今井 清です。

通告に従い、質問いたします。

立科町の人口は、国勢調査の資料によれば、平成7年には8,712人でしたが、その10年後の平成17年には8,237人と475人減少し、平成27年ことし4月1日現在では7,570人となり、この10年間で667人減少するという急激な人口減少の中にあります。昭和の時代には人口8,500人を長く維持してきておりましたが、平成になってから1,000人近くが急激に減少したことになります。

急激な人口減少が進む中、次世代を担う後継者育成対策が最も重要で急務であると思いますが、このことにつきまして町長はどのように考えるのか、お伺いいたします。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） おはようございます。

ただいまの今井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

11月24日に公表になった立科町人口ビジョンにも示されているように、人口減少は予断を許さないところであります。今、高齢化や後継者がいないという理由から、事業の継続が困難となり、廃業に追い込まれる農家や中小企業が増加し、後継者育成支援対策の重要性は私も認識をしております。この深刻化する後継者問題に対処するため、立科町総合戦略におきましても活気ある経済を想像するまちづくりを目指し、農業後継者に対する支援施策及び商工業者などの育成支援により、経営基盤の強化を進めてまいります。農業商工業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況でありますが、将来にわたり活気ある産業の振興に努める考えであります。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ただいま総合支援政策ということで農業支援を行うというようなご答弁をお伺いしましたが、それでは具体的に農業の後継者対策について伺いますが、ご承知のとおり、立科町は「農業と観光のまち」とうたっています。

しかし、立科町の総農家数は、立科町農業振興ビジョンに資料によると、人口減少と連動して減少しています。昭和60年には1,625戸でしたが、平成7年には1,436戸と189戸減少し、平成17年には1,257戸、平成22年には1,180戸と、さらに256戸減少し、25年間で3割近く減少しています。

現在、畜産農家数は12件、養豚農家数はわずかに1件となり、立科町自慢の蓼科牛・蓼科山麓豚のブランド力を高める前に、生産者がいなくなってしまうという危険な現状であると認識しています。特に、養豚農家は廃業する農家が増加しているため、それだけ経営的にも苦しい状況であるといえます。この苦しい現状につきまして町長は承知しておりますか。お答えください。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 畜産については、私も以前かかわっていたこともあり、経済的に大変だということは承知はしております。

また、家畜の餌となる穀類の大半が現在輸入に頼っているという現状の中で、価格の高騰を抑えられない現状が続き、餌に対する基金制度も変わり、厳しい現状があることも承知はしております。

現在の畜産業は、国を挙げて考えていかなければならないというふうに考えております。当町も今支援を続けておりますけれども、立科町で生産されたものを広くPRをして知っていただくことは引き続き行っていきたいというふうに思っております。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ただいま畜産の関係についてお答えいただきましたが、養豚農家はわずかに1件でございます。

養豚農家の話を伺いますと、豚肉の販路拡大等、ブランドとして知名度を上げ、販売価格を上げたいという要望を伺いました。現在、飼育している子豚には乳酸菌を与えているとのこと。また、地元のリンゴなども与えることにより、リンゴで育つ

た蓼科山麓豚などイメージアップさせる取り組みが必要と思われます。

T P P環太平洋連携協定が大筋合意され、今後、農産物の関税が引き下げられ、さらには撤廃の動きがある折、他との差別化を図り、商品の価値を高めることが必要不可欠だと思われます。この点につきまして農林課長はどう考えますか。お尋ねします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

今井議員のご質問のとおり、差別化を図り、付加価値をつけてブランド化されていくことは重要であると思っております。

なお、先ほど来話がありました蓼科山麓豚、以前使用されておりましたが、現在その銘柄は使用されていないということでもあります。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のお答えでは今までブランドとして使っていた「蓼科山麓豚」という名前が消えてしまっているというような現状を伺いました。

わずかに残った1件の養豚農家でございます。この養豚農家につきまして豚肉の宣伝会等での販売実績はありませんか。それについて、農林課長に伺います。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

町での実績は、ございません。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ただいまの回答を踏まえまして、PRが本当に私重要だと考えております。生産者と意見交換をしながら、商品の開発並びに商品のPRを町のホームページ・広報誌・宣伝チラシ・イベントでのPRなど積極的に進めるべきだと考えますが、この点につきましてはどう考えますか。農林課長に伺います。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

町が、直接商品開発をするのではなく、まずは生産者や加工業者、または経済団体がそれぞれに取り組み、それを町が支援することだと思っております。

現在も、養豚ではありませんが、畜産農家からも6次産業化の取り組みについて相談がありまして、県の6次産業化の支援員の指導のもと、事業化について検討・支援をしているところでございます。

また、広報活動については、町も積極的に取り組む必要があると思っております。生産者、経済団体であるJA、それと行政がそれぞれの役割のもと、協働して進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のお答えの中にもありましたが、町は当然わずかに残った1軒の生産者を支援していく体制が、ぜひとも私は必要だと思います。今後ぜひPRに力を入れて、ふるさと納税ということもありますので、ふるさと納税の商品の一つに加えていただいて販路拡大をしていただきたいと思います。

さて、畜産農家に話を伺いますと、素牛の価格が上昇していることにあわせて餌の配合飼料が高どまりの傾向が続いていると伺いました。配合飼料は、ほとんど輸入されているものを使用しているため、生産コストを圧迫している原因となっているようです。餌を自給できれば、経営上、大分違ふと伺いました。そこで、今遊休農地がふえている現状から、町が間に入り、牧草地などの確保の支援体制をとることができないか、農林課長に伺います。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

牧草地についてであります。畜産農家においても、以前、事業を活用しながら牧草地として整備をされてきていた場所があります。しかし、現在そこは利用されていないということでありまして、その背景は詳細は承知はしておりませんが、何らかの理由で必要がなくなったというふうと考えられます。

牧草地が必要であれば、まずはその場所を利用させていただくことがいいのではないかとこのように思いますが、需要があるかどうかについては今後確認をする必要があるかと思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 現在、なかなか牧草地が活用されていないという状況を伺いましたが、希望がある畜産農家がいれば、ぜひご紹介していただいて支援策をお願いしたいと思います。

次に、新規就農者対策について伺います。

非農家出身で新たに農業を始めたい希望者や農業技術が身につけられるような受け入れ農家のあっせんや農業法人の紹介などは、町が間に入って支援する仕組みづくりが大変有効だと思いますが、この点につきまして農林課長に伺います。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

現在も対応はしておりますけれども、そういったご相談があれば、町・農業委員会・農業改良普及センター・農協といったところで連携をして、現在のところ対応しております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 新規就農者につきましては、作物は何をどれだけ作付して、どこに売っ

て収入を得るのか、経営者としてのマネジメントが大変重要になると思います。ゼロからスタートする就農者に生産計画・販売計画・資金計画などを具体的にアドバイスする仕組みがぜひとも必要になるかと思いますが、この点についての施策は考えていますでしょうか。農林課長にお尋ねします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

ご質問の件については、現在、県の農業改良普及センターにおいて対応していただいております。それぞれの立場で、それぞれの専門分野で対応しているということでありまして、普及センターの立科町の担当職員により現在ご指導をいただいているところであります。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 農業改良普及センターで対応しているということですが、長野県では農業法人に就職したい方のあっせんを公益社団法人長野県農業担い手育成基金というところで受付対応しておりますが、この制度の周知を私は広くすべきだと思います。

また、小諸市の山浦にあります長野県農業大学の研修部では、就農体験研修を実際に実施しています。この大学と連携して立科町への就農支援を図ることができれば、立科町で農業を始めたいと思う人材が確保できると思われれます。この件につきまして、町長はどう思われますか。お伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

県の事業ではありますが、県において周知しているものであります。必要であれば対応をしていきたいというふうに考えております。

また、就農支援の件では、町では、農業大学校とは直接関係はありませんけれども、その情報を共有している農業普及センターと連携をして対応をしまっておりますので、継続をして、そういう方がいれば、勧めていきたいというふうに考えております。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今の立科町にはトップセールスが特に重要と思われれます。今のお答えでは、農業大学校の連携までは考えていないというお話でしたが、町長みずから立科町を売り込む姿勢がとても大切で、町民皆さんもその行動力に期待していると思います。トップセールスする考えはございませんか。町長に伺います。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

トップセールスという中では、いろいろと、県、また全農、また農協ともお話をさ

せていただく中で、そういう新しい新規就農を目指す方、これから目指そうという方の情報を得るような形で進めたいというふうに考えております。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 就任しましてから今日までは、実際にトップセールスはされましたか。重ねてお伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 昨日も全農長野畜産課の皆さんとお話をさせていただきました。そういう中で、立科町における畜産また農業に関する情報を得るような形で情報を共有をしたいというふうなお願いをしてあります。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 長野県には情報発信拠点「銀座NAGANO」というのがございます。ぜひトップセールスに行きませんか。私も、ぜひ行きたいと思っておりますので、ご検討をお願いします。

さて、農家に宿泊して農作業体験を行うワーキングホリデーというような制度がございますが、農業に取り組みたい人と農繁期に手助けを必要とする農家を結びつける援農ボランティア制度を導入すべきと考えますが、この件につきまして、農林課長はどう思いますか。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

援農ボランティアの関係ですが、ワーキングホリデーではございませんが、現在りんご農家において農繁期に手助けを必要としている農家では、JAの果樹部会が中心となってそういった制度を活用しております。収穫期の共選所にお勤めいただいた人たちを繁忙期に仲介しているということでもありますので、今後も継続していただければというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 農業につきましては、本当に忙しいというときは、こういった援農的なことが必要となると思いますので、ぜひその辺の支援もご検討いただきたいと思ます。

さて、間もなく立科町の移住体験住宅が竣工します。移住体験住宅の利用者に農作業体験をするなどの体験プログラムを考えていますでしょうか。総合政策課長に伺います。

議長（土屋春江君） 齊藤総合政策課長。

総合政策課長（齊藤明美君） お答えいたします。

立科町を知っていただき、移住候補地としてご検討をいただく方には、基幹産業で

あります農業は大変重要なポイントであると考えております。移住体験住宅利用者の移住目的にもよりますけれども、農業体験は、一つのメニューとして検討していくことは可能であると考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） これは新規就農支援につながりますので、今後ぜひ実践していただきたいと思っております。

さて、当町の特産品であります立科りんごは、寒暖の差が大きい恵まれた気候から、しゃきしゃきとした食感で甘さと酸味のバランスがよく、市場で人気の商品となっています。しかしながら、ブランド品目であるのにもかかわらず、りんご栽培農家においても後継者不足が深刻で、高齢化によりりんご栽培をやめてしまう農家もあり、農協の果樹部会員も年々減少している状況と伺っています。このままでは、せっかくのブランド品も生産者の減少により今後維持できなくなるおそれさえ考えられます。この後継者対策として、廃業したい農家と新規就農希望者を結びつける施策がぜひとも必要であると考えられます。

特に、果樹につきましては初期投資が必要となるとともに、販売できるまでには4年から5年もかかるため、耕作をやめたい農家から今耕作しているりんご園を借りて、さらに栽培指導をしていただくことができれば、大変有効な農業支援になると思っております。この点につきまして農林課長はどう思いますか。お伺いします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

この件につきましては、JAの果樹部会が率先をいたしまして、二、三年前より園地継承の仕組みづくりを始めています。現在は、規模を縮小したい農家の状況を確認をしながら、あっせんをしているということですが、条件の悪い圃場はなかなか耕作者がいらないということがあります。比較的条件のいい圃場では、新しい耕作者とのマッチングができております。

今後は、既存の農家だけでなく、町外からの新規就農者も受け入れられる体制を視野に入れながら進めておりまして、県の進めております里親制度の導入を始めました。役員が中心となり、5名の登録がされたところです。この次は、この制度を周知をしながら新規就農に結びつけていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今お伺いしました里親制度、そんなものを活用しまして、ぜひりんご農家が減少することのないように、これからますます農業支援をしていただきたいと考えております。農業の後継者対策の道筋をつけていただきまして、後継者の育成を図るとともに、今後、立科町でぜひ農業をしたいと思っていただけるような新規就農支

援対策についての取り組みを求めます。

次に、観光事業の後継者対策について伺います。

立科町の基幹産業であります観光事業ですが、農業と同じように後継者不足である現状でございます。

高齢により廃業された施設、事業に見切りをつけて施設を売却して転出された経営者、また現在経営されている経営者に話を伺っても、今の経営状況では、安心して自分の子供に後を継ぐように言えないと伺っております。

町としまして、後継者育成対策として、リピーターをふやす具体的な指導や支援を考えているのか、町長に伺います。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） ただいまの今井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町として、後継者育成対策としてリピーターをふやす具体的な指導・支援策を考えているかというご質問ですが、現在、町では魅力ある観光地づくり、白樺高原の活性化に向けた観光振興策として、集客宣伝など観光施設整備、環境整備などに取り組んでいるところであります。白樺高原が活性化すれば、相乗的に地域の事業者の皆様も経営の安定が図られ、結果として後継者対策につながるのではないかと考えております。

リピーターをふやす具体的な指導や支援につきましては、リピーターをふやすという視点に特化しての取り組みはしておりませんが、先ほど申しました各種観光振興策の取り組みは、そういうふうなリピーターの増加に結果としてつながるものだというふうに私は考えております。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 観光は、立科町の将来を担う重要な産業でございます。経営者が経営努力するのは当たり前のことですが、町が指導・支援するのは責務だと私は考えておりますが、このことにつきましては町長はどう考えますか。お伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） その件につきましても、それは積極的に町も取り組んでいくつもりではあります。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 施設によっては、日ごろの営業努力などにより経営も安定し、後継者ができたという話も伺っています。

町は観光協会などとタイアップして、集客に対する情報収集並びに宿泊者にアンケート調査を実施して、今の旅行者のニーズに合った誘客対策を立案し、これを全施設に反映すべきと考えますが、この点について観光課長に伺います。

議長（土屋春江君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） お答えいたします。

アンケート調査につきましては、これまでも観光協会によるもの、町が実施したものの、また佐久の広域連合でありますとか、いろんな長野県によりますいろいろな調査、また町の委託事業としてのいろいろな調査、研究、そしてスキー場でありますとか、御泉水自然園のお客様の声など、さまざまなアンケートでありますとか、ご意見の聴取は行ってきておるところでございます。

ただ、こうしたアンケートにつきましては、的確な分析、検証、これができてこそ生きていくものと思うところがございますけれども、なかなかそれがきちんとした分析、検証がしきれておらず、生かしきれてないと感じているところでもございます。

お尋ねの集客に対する情報収集、観光客に対するアンケート調査、これらにつきましては、議員もご指摘のとおり観光協会を中心として取り組んでいただきまして、町はそこに積極的に、お手伝いといいますか、協力をしていくという形がよろしいのではないかと考えております。

また、ニーズに合った対策ということでございますけれども、これは当たり前のことでございます。従来も、それらを考慮しながら進めてまいったところがございます。いろいろなご提案等もいただきながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） アンケートを実施するという事は、現場の声を聞くということで、本当に私重要だと考えております。ぜひ、今後、観光協会とタイアップしまして、アンケート調査を実施の上、誘客に結びつけられるような対策をお願いしたいと思っております。

海のない長野県は、子供のころから海に憧れまして、海のある地域に観光に行きたいと思っているかと思えます。私もそう思っていました。逆に海沿いの地域の皆さんからは、山のある高原リゾート地に行きたいというような声も伺っています。今後、北陸地域の新潟・富山・石川・福井などの地域へ宣伝をかけ、誘客に結びつけるべきだと私は考えますが、このことにつきまして観光課長に伺います。

議長（土屋春江君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） 北陸方面につきましては、白樺高原観光協会のほうで早速に営業に行ったというようなご報告もいただいております。

その中で、やはりネックになっておりますのが、どうやって行くのかと。要は、二次交通の関係の問題点等のご指摘などもお聞きをしておるところでございます。

今後は、その辺の対策等も含めながら、同時に進めていかなければならないのではないかとということで、当然ながらそちら方面の対策につきましても取り組んでいく必要があるというふうに思っているところがございます。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今後、町が観光協会並びに地元の営業者と連携を密にしまして、スキー場を核とした観光事業者の後継者育成対策を積極的に推進することを求めます。

次に、地元企業の後継者対策について伺います。

現在、立科町においては、下水道事業も終了し、建物など施設の新築工事の予定もなく、公共工事が減少傾向にあると思います。それに伴い、町内業者では現在の経営者の後継ぎがあまり見受けられません。話を伺いますと、仕事の先行き不透明な状況で子供にも勧められないとのことでした。

そこで、お伺いします。町発注の工事につきましては、当然町内業者を優先すべきと考えますが、この点につきまして町長はどう考えますでしょうか。お伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

町発注の工事につきましては、立科町建設工事入札制度合理化対策要綱に基づき、等級別発注基準を設け、発注を行っております。

現行では、町内業者で競争入札が可能な工事については、町内業者による指名競争入札を行い、発注をしております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 公共工事により町内企業の業績が上がれば、それに伴い法人町民税などの税収がふえます。町内からの従業員募集も採用も考えられ、後継者対策にもプラスになり、町の財政にも反映します。つまり、それは町内企業の育成を図ることが後継者対策につながる有効な施策であると思われまます。この点につきまして具体的な施策は考えているのか、総合政策課長に伺います。

議長（土屋春江君） 齊藤総合政策課長。

総合政策課長（齊藤明美君） お答えいたします。

町では、第5次振興計画及び立科町総合戦略、これらによりまして活力ある商工業の振興を目指す施策として町内商工業者への各種支援の充実を図ってまいることとしております。

ちなみに、2014年に帝国データバンクがまとめました後継者問題に関する企業の実態調査によりますと、国内企業の3分の2が後継者不在であることが判明し、経営者の年齢別では、60歳代が53.9%、70歳代では42.6%、80歳以上では34.2%が後継者不在であるとの実態が明らかとなっております。

また、2014年版中小企業白書におきましては、後継者の育成に必要な期間といたしまして、中規模の企業で半数弱、小規模事業者でも4割が5年以上10年未満とすることから、円滑な事業承継には少なくとも5年前後の準備期間が必要だとの認識がされております。

調査では、経営者が60歳代に企業活動のピークを迎える時点で後継者が決定してい

なければ企業の継続的な成長にブレーキがかかる、また後継者の有無と企業の稼ぐ力との間には密接な関係があり、中小企業の業績回復なくしては事業承継の進展は考えられないとまとめられております。

現在、立科町では商工会等と連携をし、町内商工業者の自主的な努力を助長し、商工業の健全な成長、発展等を図ることを目的としました立科町商工業振興条例に基づきまして、経営基盤の強化充実を推進しております。

具体的な施策といたしましては、中小企業振興資金融資あっせん事業、また経営改善普及事業、商工業振興対策補助事業、中小企業労務対策補助事業、創業支援資金融資あっせん事業、これらが主なものとなっております。これらの事業実施につきましては、商工会・金融機関等との連携によりまして、商工業従事者の経営基盤を強化、また商工業の活性化を図ることによりまして後継者対策にもつながっていくと考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 産業の後継者の育成対策につきましては、人口減少の真ただ中にある現在喫緊の課題でございます。今、手を打たなければ立科町の将来に不安を残すこととなります。明るい未来のために具体的な施策を講じることを強く求めます。

それでは、次の質問に入ります。

交通弱者と言われる高齢者や障がい者の足の確保についてお伺いいたします。

私の地元、西塩沢地区でも、2件あった商店が高齢者と後継者不足により相次いで閉店し、高齢でひとり暮らしの方や高齢者世帯については買い物難民が発生しています。自分の住んでいる地域で食料品や日用品が調達できない、日常生活に大変大きな支障を来している、この実態につきまして町長はどのような対応を考えているか、お伺いします。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

地域の皆さんに親しまれ、生活に密着した地元商店の閉店ということにつきましては、大変残念であり、地元の皆さんにとっても不便を来していることと推察いたしております。

議員もご承知のように、町では、平成21年10月から、たてしなスマイル交通を運行しております。このスマイル交通の役割は公共交通の補完であり、通勤・通学、また交通弱者に配慮した足の確保を目的としたもので、国の補助金を受け運行をしております。しかしながら、人口減少と自家用車の普及等により利用者は減少傾向であり、収支悪化による行政負担の増加なども課題としてございます。

ご質問の高齢者への対応でございますが、東回り線・南回り線・西回り線とも町内

スーパー・ドラッグストア・診療所を経由しておりますので、ぜひスマイル交通をご利用いただき、利用していただく町民皆様の声も反映し、より利用しやすい運行を目指し、改善の検討も行わなければならないと考えております。日常生活に必要な移動手段であるスマイル交通が多くの方々に利用していただけるようお願いするものでございます。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ただいまの回答ですと、スマイル交通は年々利用者数が減少しているということです。当然、運行収入も減少傾向にあると思いますが、現在利用されております利用者に実際に利用状況についてのアンケートを実施しているのか、総合政策課長に伺います。

議長（土屋春江君） 齊藤総合政策課長。

総合政策課長（齊藤明美君） お答えいたします。

スマイル交通につきましては、平成21年10月からの実証運行の結果や高齢者に限らず利用者の乗降調査、ヒアリング調査、またご要望によるご意見をいただき、これらを踏まえ、平成24年度からの本格運行までの間、運行形態の見直しを行い、以降は利用者の混乱を極力抑える範囲で軽微な時間変更を行っております。

なお、今年度の運行計画につきましては、白樺線をご利用のお客様、住民の皆様、また別荘の利用者等の皆様からご意見を頂戴いたしまして、ご要望をされておりました町内商業施設を利用できるよう運行ルートの変更を行い、利便性の向上を図り、新たな利用者の獲得に向けた対応をしたところでございます。

ご質問の高齢者等を対象としたアンケート調査につきましてでございますが、こちらは実施をしておりますが、バス運行前の地元説明会におきましての高齢者の意見・要望等ニーズにお応えした内容で、商業施設や診療所等へのバス停の設置をした経過がございます。その後、利用者のご要望・ご意見をいただき、立科町地域公共交通活性化協議会におきまして毎年度見直しを行っているところでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ただいまの回答では、アンケートは実施していないということですが、現在、事業活動を行う上での重要な行動指針としてPDCAサイクルというのがございます。Pはプラン（計画）、Dはドゥー（実施）、Cはチェック（評価）、Aはアクション（改善）を行うこと。

実際に、スマイル交通を行っていますが、Cのチェック（評価）がされているかという点を伺いたいと思います。

各便1日四、五便の運行状況でございますが、買い物や通院にはそれぞれ個人で時間差が生じます。バスが2時間に1本の現状では、10時のバスに乗りおくれたら次は12時でございます。医者への混み具合などにより、どうしても診察時間がかかってしま

ってバスに間に合わない、また足が不自由なお年寄りや障がい者には買い物でも時間がかかってしまうことは当然考えられます。このようにバスの運行時間に合わせて高齢者や障がい者が利用するのは難しい状況もあると思います。利用者並びに町民にアンケート調査し、改善すべきところは改善する必要があるかと思いますが、この点について総合政策課長にもう一度お伺いします。

議長（土屋春江君） 齊藤総合政策課長。

総合政策課長（齊藤明美君） スマイル交通の利便性を高めることは必要であると考えております。アンケート調査等につきましても、今後検討課題としたいと考えます。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 私は、行政には利用者目線が絶対必要と考えます。この点につきまして、町長はどう思われますか。お伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

スマイル交通運行に当たりましては、老人クラブ連合会、区長、部落長会を含めた町内各種団体や公共交通事業者、また道路管理者等の代表者で構成された立科町地域公共交通活性化協議会により広くご意見・ご要望をいただき、運行計画に反映をしております。より利用者目線に立った意見をくみ上げることができるよう協議会の議論を高めることが必要だというふうに考えております。このことから、利用者のご意見も同時に反映されているというふうに認識はしております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ぜひ利用者のアンケートについては前向きにご検討お願いしたいと思います。

最近、テレビや新聞報道で高齢者による交通事故が増加しています。年齢とともに身体能力や視力・聴力、判断力などが低下してしまうのはやむを得ない現状でございますが、それにより悲惨な交通事故の加害者になってしまう場合もあり、高速道路の逆走による死亡事故も発生しています。

当然、本人も家族も、できれば運転しないほうが良いと思っても、田舎の交通事情で買い物にも行けなくなってしまうなどと考えると、なかなか免許を返納できない実情も考えられます。

そこで、高齢ドライバーの交通事故を防ぐため、免許返納者にスマイル交通の無料パス券やタクシー補助券などを交付して、高齢ドライバーの足の確保をすべきだと考えます。近隣の佐久市・東御市・小諸市でもバスやタクシー、デマンド交通回数券支給などの免許返納支援策を実施しております。

この件につきまして、当町では対策を講じないのか、町長にお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

新聞・テレビなどで近年高齢者が加害者となる交通事故が増加しておることは認識させていただいております。

高齢者の交通事故防止対策の観点からも運転免許の自主返納を推進する必要性も感じております。このことから、より公共交通の確保・維持・充実を図っていくことが必要であるというふうに考えております。支援策も含め、公共交通の充実を推進する過程におきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 地域交通は地域住民のためになってこそ、その存在価値が上がるものです。

私も承知していなかったのですが、現在、立科町でも障がい者向けの福祉型デマンドタクシーが運行されています。しかし、実際には知名度が少なく、町のホームページでの掲載も確認できません。

デマンドとは要求という意味で、小諸市でも、本年度、予約制相乗りタクシー、デマンドタクシーが1回300円で運行が開始されました。当町の福祉型デマンドタクシーの内容と利用状況につきまして総合政策課長に伺います。

議長（土屋春江君） 齊藤総合政策課長。

総合政策課長（齊藤明美君） お答えいたします。

福祉デマンド型タクシー運行につきましては、スマイル交通運行とあわせて、実証運行、本格運行を行っております。

福祉型デマンドタクシーは、地域的要因もしくは身体が不自由なため公共交通を利用することが困難な方への公共交通サービスの提供ということでございます。

地理的要因といたしましては、スマイル交通の運行ルートでカバーできない地域として、今年度は蟹原地区と塩沢の前沢地区を対象としております。また、身体的要因といたしましては、身体障害者手帳の所有者で最寄りのバス停まで歩いていくことが困難な方で運転手の一時介助で乗降が可能な方、または乗降が困難な場合は介助者の同乗がお願いできる方としております。

利用の目的は、町内での買い物・通院等の移動とし、運賃は1乗車につき600円です。600円を超える額につきましては、町で負担をしております。

利用状況は、平成21年度当初でございますが、6カ月間で延べ利用者数35人、以降22年度が111人、23年度では87人、24年度では54人、25年度48人、26年度43人の状況でございます。近年では、毎年度二、三名の方にご利用いただいております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のお答えでございますが、利用者がそのようにちょっと少ないのは、障がい者など、対象者が限定されていることと、1乗車につきまして600円は高いと思われる。この600円につきましては、利用者の考えを聞いて設定したものなのか、また半額の300円程度にする考えはございませんか。総合政策課長に伺います。

議長（土屋春江君） 斉藤総合政策課長。

総合政策課長（斉藤明美君） お答えいたします。

福祉デマンド型タクシー運行につきましては、スマイル交通の運行とあわせた経過の中で、立科町地域公共交通活性化協議会におきまして実証運行等の検証結果、また費用対効果を検討した上で料金設定を行い、毎年度見直しを行い、現在に至っております。料金の変更につきましては、ご要望としてお伺いし、検討したいと考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） デマンドタクシーは、利用者目線から利用者の都合により予約して利用できるもので、スマイル交通よりも利用者にとってはありがたいものだと認識しています。

当町でも、高齢者向けに今後デマンドタクシーの活用ができないか、総合政策課長に伺います。

議長（土屋春江君） 斉藤総合政策課長。

総合政策課長（斉藤明美君） お答えいたします。

高齢者に対する移動支援等につきましては、第6期立科町高齢者福祉計画、介護保険事業計画における移動手段の確保及び介護の支援サービス、これらの検討と、立科町総合戦略の施策におきましても、地域公共交通の充実の検討の中で、利用者ニーズの把握、移動手段の確保等の支援策といたしまして、可能性を含め、検討をしていくものと考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今後ますます高齢化が進展し、高齢者や障がい者にとって生活する上での基本的な足の確保は必要不可欠なものであると思います。誰もが住んでよかったと思える町にするために、地域交通のあり方を利用者目線で検証し、改善できるところは改善する取り組みを強く求めまして、私の質問を終了いたします。

議長（土屋春江君） これで、3番今井 清君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分からです。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、2番、森澤文王君の発言を許します。

件名は 1. 町民運動会等について

2. 「しいなちゃん」の使用状況についてです。

質問席から願います。

〈2番 森澤 文王君 登壇〉

2番（森澤文王君） 2番、森澤文王、通告に従い、質問いたします。

1、町民運動会などについてということですが、平成26年度の町民運動会は中止となりましたけれども、予算は約320万円ほど使われています。雨で中止になったとのことでしたが、4年に一度のこととはいえ、もったいない予算の使い方であったなと私は考えます。

また、町民の皆様の中からも、運動会の必要性、あり方についても疑問の声をいただいております。本町で毎年行われている行事の数は少ないとは言えません。行事の参加者集めに苦勞するのはつらいという役員の経験の方からの声もあります。

また、現在、土日が仕事という職業の方も少なくありません。仕事を休むことに苦痛を伴うこともあります。私も経験ありますけれども、仕事を休むくらいなら、金を払ってでも仕事に行かせてほしいということもあるはずで、そこには損失が存在します。役場の職員の皆様も、土日の町内行事に関してはボランティアとお聞きしました。これも損失と言えます。

このように損失の存在も見えてきます。ただ、運動会は大切である、参加したいという方がいらっしゃるのも事実ですので、町民運動会だけでなく、町内の諸行事を合併60周年の節目に全体的に見直してもよいのではないかと私は考えます。

町長、このことをどうお考えでしょうか。お願いします。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

昨年の9月7日に計画されました町民運動会は、前日からの雨により、グラウンドコンディションが悪く、残念ながら中止となりました。

町民運動会についての予算の関係など、細かな内容につきましては、担当から説明をさせていただきますが、私のほうからは、このような町民の皆さんが参加する諸行事について、どのように考えているかなどをお答えをしたいというふうに思います。

立科町では、夏の町民まつり「えんでこ」を初め、少年スポーツ大会、分館対抗球

技大会、女神湖歩け歩け大会や綱引き大会など、毎年行われております。このような大会を開催するには、分館長さんを中心に、部落の役員皆様方には、選手集めから始まり、準備など大変なご苦勞をいただいております。本当に感謝をしております。

私は、現在社会はややもすると人間関係が希薄化し、地域のコミュニケーションやきずなといった部分が、うまくとれなくなっていくことに大変不安を感じております。このようなことが地域づくりやまちづくりの障害になるのではないかと感じております。

このようなことを考えますと、多くの皆さんに町の諸行事に参加していただき、親睦を深めることや友情を育むことは大切なことだと考えております。

今後、町民皆様のニーズを取り入れ、形に変化も必要になってきているというふうにも考えてもおりますが、どうか町民の皆様にも多くの行事に積極的に参加していただき、楽しんでいただくことが町の活性化にもつながるといふふうにも考えております。

議長（土屋春江君） 2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） やはりきずなという言葉が出てくるかなと思ったら出てきましたけれども、立科町の住民は仲が悪いのでしょうか。もともときずなはもうでき上がっているものだと私は感じております。

今、町長が言われた町内行事のほかにも、各区では秋のお祭りなども、参加者が楽しめるように皆様工夫してやってらっしゃいます。きずなは既にあるものだというふうには私は感じていましたし、先日60周年の式典でいただきました、60周年の冊子がありましたけれども、町民運動会は60年前の合併後ぐらいから、町民運動会については行われていると。それは、やっぱ合併した後のやっぱ交流が必要だったからではないかと思うのですけれども、それから60年もち、町民運動会に関しては、もう最初の意味の役割はなくなっているんじゃないかと思えます。

それに、きずなですけれども、きずなの押し売りみたいなことにちょっとなっちゃってるんじゃないかなと。だから、きずな大事だよねと言って、そのきずなで、じゃあちょっと休み、仕事かもしないけど、ちょっとみんな休みだから参加してくれやなんていうようなことで、みんな苦しい思いをして参加してることもあるんじゃないかと思えます。

もちろん楽しみにしている人もいるはずなので、ここだけを押しつもりはないんですけども、そうですね、町長、町民が今感じている、私が思っている町民が思っているきずなをどういうふうにお考えでしょうか。お願いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

きずなというふうにくくりしているのがよくないのかもしれませんが、本当に地域の協働、皆さんで集まって何かをやるという達成感、そういうものがやはり私は、私自身もこの町の出身の人間ではありませんけれども、この12年間の間にこ

ういう諸行事に参加することによって、地域等のつながり、また皆さん方との友好というものが生まれてくるように感じております。

そういうことが、これから町はどんどん人口が減少していくというような、そういうふうな結果も出ております。いろいろな人に、この町に訪れていただいて住んでいただきたい。その中には、やはり今まで培ってきた、そういう地域でのつながりというものが、やはりこれからも必要になってくるのではないのかなというように感じております。

それを維持していくというような、維持という言い方もまた議員には指摘をされるかもしれないですけども、やはり継続をしていくということが、やはり僕は必要ではないのかなというふうに感じてはおります。

以上です。

議長（土屋春江君） 2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） 維持していくことも確かに大事かもしれませんが、町民運動会にスポットを絞ってしまいますけれども、人口が減ってきたことによって、競技内容が大分レクリエーション化してるというふうに伺っております。

私、先ほども申しましたけれども、私はサービス業を副業でやっておりますので、土日はお金を稼ぐ日ですから、町内行事には余り今まで参加してなかったので存じ上げませんけれども、もう小学生や中学生の数が少ないので、競技内容が大分見ても悲惨なことになるので、レクリエーション化したというふうに伺ったんですけれども、そのあたりの現状を担当の方にお問い合わせしたいと思います。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） それでは、最初の予算の関係も含めまして、町民運動会の関係につきまして、少し説明させていただきます。

町民運動会は4年に一度行われ、昨年の9月7日は雨が降り、朝方雨が上がりましてけれども、グラウンドコンディションが悪く開催する状況にならなくて、残念ながら中止いたしました。

先ほど議員さんおっしゃいましたが、町民運動会は昭和30年に3村合併して立科村が発足し、村民大運動会が行われて以来、引き継がれている歴史ある大会でございますので、このような町民挙げての運動会を継承していくことは意味深いものかなと考えてはおります。

昨年計画した町民運動会には、13の分館及び連合分館という形で、事前に参加交付金として、それぞれ10万円と戸当たり400円ということで、各分館に交付しております。この金額が総額で238万円ほど交付しております。この部分が一番大きな支出ですが、そのほか消耗品や機械器具の借り上げ料金等、支出されております。

運動会が中止になったにもかかわらず、これだけの予算を支出したことについて考え直すべきではないかということじゃないかと思いますが、昨年の町民運動会では

16の競技種目が予定されておりまして、1分館当たり大体100人を超える、120名ぐらいの参加人員が必要となり、各分館では、これだけの人数を集めるに当たり、会議や相当練習などのケースがかかり、相当の負担になったのではないかなと思っております。従来より、事前にこの交付金を交付しております。

また、各分館では、お昼のお弁当の手配や慰労会等も手配したり、急なキャンセルもできないという状況ではないかと思っております。大方の分館では、運動会はできなくても、慰労会は行ったと聞いております。それなりの親睦会ができ、当初の目的の一端はなしたのではないかなと考えております。

しかしながら、先ほど議員さんおっしゃられたとおり、少子高齢化の進む中、選手集めなど大変苦慮されているというアンケート結果も出ておりますので、運動会も含め、それぞれの大会、各種大会についても、いろんな角度から検証していかなければならないと考えておりますが、今年の、前の町民運動会のように、競技性のものをなくして、楽しんで参加していただけるようなものを競技種目に取り入れようということで、前回の町民運動会から大分そういったゲーム式な、参加しやすいような方向に変えてはきております。

以上です。

議長（土屋春江君） 2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） そうですね、私はお金もかかることですし、中止も見越して議論を練るべき部分ではないかなというふうに感じています。

みんなが楽しめるというのはいいことですが、そうですね、先日いただきました立科町の人口ビジョンの中で、産業別人口ここを見ていきますと、やはり土日が仕事になるであろう業態の方は、やっぱり1,000人以上は町内にいらっしゃるということなので、行ってみて遊びみたいなことをするんだったら、農業従事者だったら9月のそのぐらいの時期だったら、きょうぐらい天気いいような感じだったら、野良に行きたいというのが本音ですよ。

そこを押してやるわけですが、その前の月の8月には「えんでこ」がありますし、9月、10月、区のお祭りもあるころですね。やはり、私はここで廃止したほうがいいのではないかと言っちゃうのは簡単なんですけれども、町民の皆様のご意向も諮らなければいけないことですので、やはり各種行事のことを1回見直してもらって、参加できる人が参加しやすいように、歩け歩け大会なんかは非常にすぐれた企画だとやっぱり思います。

子供のころなんか、友人たちが歩いてきた話を聞くと、それがとても誇らしげで、ああ俺もやってみたいなと、俺にもできるのかなんていうふうに思っていましたし、今41ですけども、このぐらいの年齢になると、役場から女神湖までちゃんと歩けるのって確認するのも必要だなっていうふうに思いますので、やはり何でしょうね、意識的に使いやすい行事もありますので、そのようなところも踏まえながら、

今後ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それでは、じゃあ、次の質問に移ります。

それでは、2番、「しいなちゃん」の使用状況についてということですが、今シーズンのスキー場のパンフレット並びにポスターの「しいなちゃん」の扱いは、使用規程から外れているようですが、使用規程の扱いをどうお考えでしょうか、ということですが、9月の議会で私が質問をした際、まず総合政策課長から、立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用規程第2条3項で、一部のみの使用、図形の変形もしくはほかの図形や文字と重ねて使用できないと定めているとの答弁をいただきました。

今回の件では、「しいなちゃん」はスキーをつけてまして、雪の結晶の図形がきれいに重なっていて、文字も図形に重なってます。もう使用規程とは何ぞやという印刷物ですね。

そして、同じく9月議会の町長の答弁では、どういうふうな形で使用していきたいのかということ、事前に担当課とともに相談していただければ、相談に乗れるかなと思います。どういう目的で、どういうふうな形にしたいのかということ、しっかり計画書を出していただければ、相談をさせていただいて、検討をさせていただいたほうが私のほうはいいというふうに思っています、ということでした。

確かに、使用規程の中では、町長の権限というのは大変強いです。当然です。

しかし、今回の件から見ると、規程はあるけど、お目こぼししちゃいますよということが、もう恥ずかしいぐらい丸見えです。町のPRに当然だと言っていたとしてもいいのですが、前回の9月議会で申し上げたとおり、町内のPRに前向きな人たちも、こういうふうに使いたいのです。これはもう使用規程の改正が急務だと思いますけれども、使用規程の扱いについて、町長の見解を伺います。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） ただいまの森澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

「しいなちゃん」の使用につきましては、立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用規程により、使用承認をしております。

今シーズンのスキー場のパンフレットが、この規程に沿っていないのではとのご指摘でございますが、先ほども言われたように、使用規程第2条第3項において別に条件を定めており、先ほど森澤議員も言われたように、町長のお目こぼしというふうに言われるのは少しあれなんですけれども、「しいなちゃん」を使用する場合の着せかえ等のバリエーションについては、町のイメージを損なわないものとし、事前に町長の承認を得ることとしております。

立科町のスキー場を最大限にアピールし、子供たちにも楽しんでいただく魅力あるゲレンデを紹介するために、スキー場を楽しむ「しいなちゃん」を掲載しているものであります。町のイメージも、また「しいなちゃん」のイメージも損なわず、立科町のスキー場の誘客宣伝を目的としたパンフレットの掲載を、私のほうで承認をしたものであります。

「しいなちゃん」のキャラクター使用につきましては、立科町を広くPRし、イメージアップを図ることを目的としておりますので、規程に基づいた上で、使用内容につきましては柔軟に対応することにより、さらに立科町を発信してまいりたいというふうに考えておりますので、議員におかれましても、引き続き「しいなちゃん」を応援していただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） そうですね、柔軟にということでしたら、私は使用規程を改正すべきだと、このように考えております。

実際に使用規程、書類の申請をするときには、図形の変形や文字に重ねないということの承認の書類が添付されるはずですよ。これもだから使用規程の一部になりますから、町長のほうで柔軟に承認はしてくれるということですが、ならば最初から柔軟な規程にしておくべきだと私は思うのですけれども。

そうですね、「しいなちゃん」のプロフィールというものが設定されています。

一応読みますけども、「しいなちゃん」は、立科に住んでいる元気いっぱいの子。立科の食べ物が大好きで、みんなに立科町のよさを知ってほしいと思っています。出身は信州立科町、性別女の子、年齢秘密、身長はりんご20個重ねたぐらい、体重は内緒。長所は誰とでもお友達になれること。短所は夏の暑さに弱いこと。趣味はお散歩、特技はスキー。

特技スキーなので、このパンフレットのスキーは非常に理にかなっていると思います。

それと、稲の穂を拾うお手伝いも特技です。好きなものは大っきなおにぎり、りんご、立科のお肉、スズランの花。苦手なものは大きな台風。好きなこと、立科町の未来を夢見ること、立科町をみんなに知ってもらうことと、このように設定されていますけども、こういう設定は実際に運用するときには役に立つもので、基本ポーズが決まっているだけのキャラクターではだめなので、さっきも言いましたけども、スキーは特技なので設定と合っているのです、こういうふうな変形は非常に有効だと。

基本、柔軟に対応してもらえということ、もうこういうことから入ってくる人は、やはりこの規程をもとに考えたいと思います。むしろ、もっと柔軟に最初から使っておくべきであって、例えば役場の課ごとにデザインを変えてあってもよかったと思うんですね。教育委員会だったら、鉛筆持ってめがねかけてるとか、農林課だった

ら、それこそ稲の穂拾うのが得意なんですから、稲穂を持つてる「しいなちゃん」は農林課だとか、すぐわかるように目印として使える可能性があったんですけども、そうですね、先ほど、同僚議員からも質問でも出てましたけども、養豚家の方のPRの際には、エプロンの後ろ、豚に変えちゃったってよかったわけですよ。

そういうように、いろいろとPRをするときに使える、こういうふうな柔軟性で、私がこの問題を常に言っているのは、町内で立科町のPRをしたっていう人たちがいるのは事実ですけども、そのときに一番取っかかりやすいのが、もう「しいなちゃん」なんですわね。

既に「しいなちゃん」は立科町のPRの旗印として、町民の方に認識をされています。何かするんだったら、「しいなちゃん」を使って、まずここを入りに始めていこうというふうに思う方が大分いらっしゃるはずですよ。

そんな中で、固定のポーズしか使えないみたいなことでは困るんです。相談すれば柔軟にやっていただけるっていうんだったら、それこそ例規集を見たらいけるなっていうことがわかるように書いてもらいたいんですわね。

私は常にこうやって言うんですけど、先ほども出てきましたし、あれですね、立科の総合戦略の中でも使われていて、今、行政の流行語みたいになってますけども、PDCAサイクルありますね、計画、実行、評価、改善ということで、今「しいなちゃん」は実行している状態とっていいのかもしれませんが、今まで使ってみてどうだったのかという評価、そしてやはり改善というものが求められていると思います。

この私の考え方について、町長のご意見を伺いたいと思います。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

本当に、森澤議員の「しいなちゃん」を愛していただいている気持ちがひしひしと感じられますけれども、ですからこそ、それを守るというのも必要だというふうに思ってます。

何が何でも、何でもいいよということではなくて、やはりこういうふうに使いたいというご要望があったときに、やはり相談を受けて、それだったらいいんじゃないだろうかと、そういうような形を決定するために、最終的にその規程がある、こういうふうにしていかないとだめだよという定めているということは、私は最終的に「しいなちゃん」を守るという形にもなるというふうに考えております。

ですから、今、森澤議員の言われたとおり、こういうふうにやればいいんじゃないかという、そういうアイデアをお持ちの方が、総合政策課のほうに、こういうふうにして「しいなちゃん」を使いたいというような計画書を上げていただくことに対して、柔軟に対応をさせていただきたいなというふうに考えてはおります。

以上です。

議長（土屋春江君） 2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） すみません、前回の議会と同じような押し問答になってしまってることをちょっとおわび申し上げますけれども、「しいなちゃん」愛してやまないという表現もありがたいところです。

ちまたでは、「しいなちゃんの森澤君」なんていうふうに呼んでもらったりもしてまますのでありがたいんですけども、これ私が見てるポイントが、これはあくまで「しいなちゃん」取っかかりのようなもんだと思ってるんですけども、行政のほうでの仕事のしかけ方の感覚ですかね、私のほうではきっちり決まったルールの上で進めなさいというのは、恐らくもう今の時勢ではそんなに通用しないんじゃないかと思っただけで、なるべく自由にできるように規程をつくっておいて、ゴール地点だけきれいにまとめておいてもらって、あとはやってみて結果を見て判断して、それこそ評価と改善でしょうかね、こういうところでバランスを見ながら動かしていくのが大事だと思うんですね。

このスタート地点だと、やはりちょっとひっかかります。もう飛躍した発想になりますけれども、地域おこし協力隊ありますね、この採用のことを考えたときに、今のこの使用規程のまま考えますと、イラストレーターや漫画家の方はやなくて、うちの町は要りませんって足切りしてるのにちょっと近いですよ。

飛躍してますけども、知らない土地に来て、マスコットキャラクターだったら、そういう業種の方はまずそこから手をつけるんじゃないかなど。漫画描ける方なら、広報に4コマ漫画描いてもらってもいいかもしれませんけども、そうするとかなり動きますので、毎回その規制の部分でひっかかりますよね。

そういうの面倒くさいなら、じゃあ自分でキャラクターつくろうとなると、じゃあ今までやった「しいなちゃん」何なんだみたいなことも想像できるので、そういう考え方もできるということですね。

だから、私はしつこいようですけども、決まりは、確かに誹謗中傷に使われては困るので、決まりは緩やかに、外枠はしっかり誹謗中傷にならないように。でも、中はもうデザインを自由に使っていいように、どんどん変えていくべきだと思うんですね。そのほうが、何か新しい展開が見えてくるかもしれません。

今まで「しいなちゃん」を使っていて、どれだけうまくいっているのかっていうことの検証は、そういえばされていたんでしょうか。ちょっとそれ伺います。

議長（土屋春江君） 齊藤総合政策課長。

総合政策課長（齊藤明美君） 「しいなちゃん」の使用の検証ということでよろしいでしょうか。

検証としまして、「しいなちゃん」につきましては、申請をしていただいた時点、また使用をしていただいた後につきましては、その実績ですかね、どのようなものに使ったかという報告はいただいております。

そちらにつきましては、あくまでも「しいなちゃん」の使用目的、立科町をPRし

ていただく材料として使っていただいておりますので、広く皆様の目にとまる機会を設けられたということで理解はしております。

以上です。

議長（土屋春江君） 2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） 書類が、そうですね、申請の書類が残っていることでしょうか、そのことはわかるんですけども、そうですね、私の不勉強、毎回これおわびしてますけども、私は町のPRはどんどんやらなきゃだめだというふうに、いつも思っていたのですが、先日、長野県議会の主催で行われた研修会で、スイスの観光専門家の方が講習されてくれたんですけども、やみくもにパンフレットを、例えば東京駅に置いてもらえばPRを積極的にやっていますというような考え方はだめだと。実際にはマーケティングを行い、その上でPRをしていかなければならないと、そういうふうに言われてました。

私は、もうPRすればいいと思ってたので、目からうろこが落ちるといえるか、大きく反省しましたけれども、柔軟に「しいなちゃん」を使っていうことは、例えば商業者の方ですと、飲食店でもいいですけども、自分のやっている商売に対してのマーケティングは恐らく大体済んでるはずで、自分のうちにはどんなお客さんが来て、どんなふうに使ってもらっているか、わかってるんですね、恐らくは。

なので、そこに「しいなちゃん」を柔軟に使ってもらえれば、新しい結果が見えると。わかっているところに、わかりやすく使おうとするので、そういうようなマーケティングセットで話が動いていくと思うので、私はなるべく緩やかに、今の形のままで使ってといっても相当使いにくいと、このように考えているんですね。形の変形に関してなってしまうんですけども。

なので、やみくもにPRしたいというふうに私も思うんですけども、1回そのような、自分の接する人たちがわかっている人たちにPRの方法を委ねてしまうというのも一つの手だというふうには考えております。

しかしながら、そうですね、毎回この議場で、このような押し問答をしているのも大変申しわけないので、なるべくこの件では、次は質問をしたくないと思っているんですけども、もう一度町長に質問をしつつ、お願いいたしますけれども、使用規程を変更なさるおつもりはございませんか。お願いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 先ほども森澤議員にも話したとおり、「しいなちゃん」の使用規程についての変更は、今のところ考えてはおりません。

以上です。

議長（土屋春江君） 2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） 答えを聞きながらも、また検討してくださいと言うしかないのが、私でございます。

実際には、本当に柔軟にスキーマの宣伝用の「しいなちゃん」も承認されたことなので、いけるということはわかりましたので、次は住民の方から、いいデザインを持っていったのに承認してもらえなかったという苦情がないことを願って、私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（土屋春江君） これで、2番、森澤文王君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

（午前11時43分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、1番、今井英昭君の発言を許します。

件名は、
1. 福祉行政について
2. 行財政改革についてです。

質問席から願います。

〈1番 今井 英昭君 登壇〉

1番（今井英昭君） 1番、今井英昭でございます。通告に従いまして、福祉行政と行財政改革について質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、福祉行政について町長の所信を求めます。

当町では、全国に先がけて超高齢社会を迎えております。この20年で2035年問題があります。いわゆる団塊の世代の方が85歳を迎えられるんですが、この20年間の福祉行政をどのようにかじ取りをするのか。それは今後、立科の運命を左右すると言っても過言ではないと思います。その大事な20年間の福祉行政について、既に多方面にわたって施策が計画、実行されているとは思いますが、常にその施策を実行、点検、改善し、PDCAを繰り返し、バージョンアップが求められます。こうした対策を怠って、20年後近くになって私たちの世代に急にバトンタッチされても、既にそのときには手おくれで、そのために今から私たち世代も積極的に超高齢社会の対策をする一員となり、家族の介護のために仕事をやめるといった介護離職等の諸問題について取り組んでいかなければなりません。

また、直近では、目玉となる福祉施策では、多額の補助金や19億円の損失補償をした新ハートフルケアたてしなの事業がありますが、当町では今後どのように福祉行政を進めて行くのか、町長に所信を問います。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） ただいまの今井議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

高齢者福祉については、公益的老人福祉施設として移転整備をいたしましたハートフルケアたてしなの建設も大詰めを迎え、4月1日の開所に向け順調に進んでいると伺っております。

立科町としましても、施設介護につきまして一応のめどがつき、地域に寄り添う福祉を検討していかなければならないと感じております。

今回、策定いたしました立科町人口ビジョンの中に立科町の総人口は減少傾向で推移をしておりますが、増加傾向で推移をしていた65歳以上の老年人口は2020年をピークに減少に転じ、以降は老年人口は維持、もしくは微減の第2段階に入ると推測されます。

介護保険についても、国が進める社会保障制度の見直しにより、現在、公共団体の給付は昨年より減少しております。しかし、介護報酬改定による一時的なものと推測され、余談を許さないところであります。このことから、元気で地域で活動できる65歳から地域資源である人材を生かし、寄り添い、支え合う地域づくりが必要と考えており、予防介護を住みなれた地域で行える環境整備を進める必要があると考えております。

立科町社会福祉協議会の理事会の中でも、地域のニーズに合った高齢者、障害者福祉事業を新しくつくり上げる時期に差し掛かっているとの認識をしております。

また、介護人材不足も全国的に深刻さを増す中、蓼科高校福祉コースとの連携及び新たに取り組めることがないか、研究も必要だと思っております。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 今、答弁にもありましたが、蓼科高校の福祉コースの研究をされている答弁がありました。まさに、全国的に介護サービス者が不足しているという中では、人材の確保ですとか育成において以前から蓼科高校については福祉コースの話があったわけですが、そのことが立科の介護人材の核となり、まさに地域循環型の介護政策ができるんじゃないかと思っておりますので、蓼高の福祉コースにつきましては、今後も研究については注視していきたいと思っております。

次に、町民課長に説明を求めます。

当町では、平成27年度から29年度までの第6期立科町高齢者福祉計画介護保険事業計画書と第6次立科町障害者福祉計画第4期立科町障害福祉自主計画がことしの3月に策定されていると思っております。3年計画のため、既にあらゆる部分において政策を推し進めていると思っておりますが、全体的な進捗状況とその中でも幾つかポイントがあると思っておりますが、まず計画書中にあります高齢者生活、介護に関する実態調査結果を反映させた具体的な政策についての説明を求めます。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） 実態調査結果を反映させた具体的な施策ということでお答えをいたしたいと思います。

簡易保険制度におきましては、3年に1度事業計画を見直しすることになっております。第6期計画策定に当たりまして、町では制度の浸透状況、また要望、意見等を把握し、計画に反映させるためアンケート調査を居宅認定者、また65歳以上の元気な高齢者、合計539名を対象にアンケートを行っております。この71%に当たります381名の方にご回答をいただきました。

調査では、介護支援、また予防介護等についてお聞きしておりますけれども、お元気な方は介護が必要になった場合、この生活について自宅に住みながらの支援を希望しており、また居宅認定者につきましては入所を希望する施設、高齢者向けの住まいの形態についてお聞きしましたところ、一番回答が多かったのが、住みなれた地域で小規模でも家庭的な個室の施設というものでございました。

今回の事業計画におきましては、要介護状態になりましても、住みなれた地域で入所サービスが受けることができるよう、地域密着型の特別養護老人ホームの設置を初めといたしまして、地域に密着した介護サービスの基盤整備の取り組みを方針として掲げております。

以上であります。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 今、答弁にもありましたアンケートは、反映されているということで、引き続きアンケート結果というのは生の声ですので、それにのっとって反映させた施策を進めていただけたらと思います。

引き続き、町民課長に説明を求めます。

地域全体で支える体制の整備の現状で、地域包括支援センターの職員配置状況において、社会福祉士の配置を含む職員の増員を検討するとあります。これは地域福祉コーディネーターの配置とも関連しているとも思いますが、コーディネーターの配置も含めて職員の増員配置についての現状の説明を求めます。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

現在、地域包括支援センターに係る職員でありますけれども、センター長を町民課長ということで、住民福祉係長、また保健師1名、主任介護支援専門員1名の体制となっております。

介護予防事業につきましては、介護保険法の改正によりまして、平成29年度までに日常生活総合事業に移行すること、このようにされております。現在、以降に向け準備を進めておりますが、今後は職員の増員を検討していかなければなりません。

直近の課題といたしまして、要支援対象者の増加、これに伴いましてケアプランの作成等が困難となっているために、臨時職員、また正規の職員、そのような形の中で

でもケアマネジャーの採用というものが急務というふうに感じております。

また、介護保険制度における生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員についてでありますけれども、社会福祉協議会、地域企業、ボランティア団体、また地域の代表者等によります協議体、この立ち上げに向けた会を開催をいたしまして、来年度以降設置できるように今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 現状では、この職員配置についてですが、高齢者が増加しているんですが、職員配置状況についてはこの計画書にもありましたが、現状維持のままです。計画的に増員計画をお願いするとともに福祉行政のキーパーソンとなるコーディネーターについては、慎重に選出をして全体的なコーディネーターをお願いしたいと思えます。

引き続き、町民課長に説明を求めます。

計画書にも介護予防事業について記載されておりますが、また先ほどにも答弁にもありましたが、元気な豊かな老後を送れる健康長寿の延伸ということもキーワードになってくると思います。病は気からという言葉もありますが、大手化粧品会社が進めております健康長寿の方法に、いつまで経っても化粧をすることがあります。これだけ化粧をすることのメリットとして、まずは若返りというものもありますし、また会社の試算では年間1万4,000円の介護費が削減できるということで、仮に250の方がこの化粧療法を実践すれば、350万円の削減ができるという試算もあるようです。350万円の介護費削減ということになるんですが、このように化粧というとキャップを開けて手を上げてこの動作だけでかなりの効果があるということなんですが、このように生活の中に取り入れられる健康長寿方法についての事業の実態について、当町でも数多く行っていると思えますが、具体的な手法ですとか効果、結果の説明を求めます。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

今、議員さんおっしゃられましたように、この立科町におきましても介護予防教室、年間を通じて開催をしているところでございます。

主な教室といたしまして、はつらつ健康講座、頭の体操、またウォーキング教室、温泉ゆったり教室、またプール教室等の開催をしておるところでございます。

この事業効果といたしまして、例えば頭の体操ではかなひろいでありましてか、内容の質問、色読み、漢字読み、漢字の色を読む、この5項目について教室の開催前と終了時点、この数字の比較によって検証をしております。

平成26年度においては、この項目のうち、1つでも改善した方、この割合が93%と非常に多くの方の改善が見られております。

また、はつらつウオーキング教室におきましては、10メートルの速歩、最大1歩幅、肩、ひざ、腰の痛みなど7項目の評価、こちらでありますけれども、90%の方が数値の向上が見られ、効果があらわれております。

以上であります。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） たくさんの介護予防教室が行われ、かつ今の答弁では結果も出ているということがわかりました。健康長寿にもつながりますので、また同時に介護費削減にもつながりますので、ユニークな教室を今後とも進めていただきたいと思います。

引き続き、町民課長に説明を求めます。

障害者福祉において、当町ではノーマライゼーションに基づいて共生社会の実現を目指すということになっておりますが、雇用、就業について、障害者雇用の促進等に関する法律では労働者に占める障害の方の割合が法定雇用率以上と定められております。法定雇用率は民間企業では2.0%、国及び地方公共団体では2.3%、都道府県教育委員会では2.2%となっております。

先月、発表されました最新のデータによりますと平成27年6月1日現在で民間企業の実雇用率は県全体では1.98%という対前年度比で雇用障害者数含めて増加しており、過去最高を更新したということです。

所轄のハローワーク佐久においては、民間企業では実雇用率は1.78%と県下と比較をしますと低い傾向にあります。こうした傾向の中で当町における民間企業、役場において障害者数及び実雇用率についての説明を求めます。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

障害者の雇用についてということでございますけれども、現在、当役場の中では雇用ということについてはありません。

また、商工、民間の企業等につきましても、こちらのほうにつきましても数字的には把握をしていないということでもあります。

商工会のほうにもお聞きしましたが、そちらのほうでも把握をしておりませんというようなことでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 把握されていないということなんですが、障がい者の方の人権については、この月曜日にも当町におきましても第38回人権を考える町民大会が行われ、その宣言にも含まれていましたし、また、来年4月には障害者の雇用促進等に関する法律の一部が改正されます。その中には障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務といったことも盛り込まれておりますので、町としても十分に議論をしていただき、その環境整備を一緒に取り組んでいきたいと思っております。

引き続きまして、町民課長に説明を求めます。

既存のハートフルケアの今後のあり方についての説明を求めます。

第6期福祉計画書に住みなれた地域で介護状態となっても生活が続いていかれるように、移動後の徳花苑の施設を活用し、地域密着型介護福祉施設の整備を計画するとなっております。また、同時に地域密着型認知症共同生活介護、認知症通所介護も推進していくということとなっておりますことについて進捗の説明を求めます。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

徳花苑の移転後の跡地利用ということでございますけれども、現在、施設におきましては社会福祉法人ハートフルケアたてしなが運営を行っておりますので、法人のほうで検討を進めているところであります。

町では、この第6期の計画、これに沿いますように平成29年度までにこの跡地利用等についての実施、また法人等の計画内容等の調整を図っていきたいというふうに考えております。

また、今回地域密着型の認知共同生活介護の施設、また認知症の通所介護の施設、こちらにつきましても計画の中で跡地利用として計画をしているところであります。

これらにつきましては、地域密着型の特別養護老人ホーム、これらに合わせまして来年度以降、計画の実施に向けて準備を進めているところであります。

以上になります。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） この地域密着型というのは、立科町のキーワードになっていると思いますので、また、29年度までにとのことですので、若干の時間はありますが、この跡地、有効的に使えるように町としてもフォローアップを進めていただきたいと思えます。

引き続き、町民課長に説明を求めます。

新ハートフルケアたてしなが、いよいよ来年4月に開所されます。そのハートフルケアたてしなに対して当町から総額で幾ら負担金等を支出されているかの説明と現在、徳花苑に入所されている方が来年4月に経済的等、諸問題を解決し、スムーズに以降できるかしっかり町として対応できているか説明を求めます。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

社会福祉法人ハートフルケアたてしな、こちらの金銭的な負担ということでございます。こちらにつきましては、平成25年の2月、法人の設立発起人会、こちらのほうにハートフルの事業会計から2億円、また平成26年の2月に1億円、10月に2億円、これを町の福祉施設整備事業補助金として合計で5億円の支出を行っております。

平成27年度において法人に対する負担金、補助金等についてはございません。

来年4月、移転に伴う経済的な移行がスムーズにというようなご質問でありますけれども、この点につきましては法人では毎月開催をしております家族会、この開催時、また家族会に見えられなかった方のご家族等が面談等にお見えになったとき、これらの状況のときに移行についての状況等の説明をしているということでございます。その際、移行についてのご理解、こちらのほうを現在お願いをしているというような状況であります。また、年明け1月からはそれぞれ個人、入所される方々との契約、こちらのほうの移行へというふうにするというような形の中で法人のほうから伺っているところです。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 答弁にもありましたが、ハートフルケアは現在、社会福祉法人になっておりますが、5億円という多額の負担金等、その他同法人が借り入れた19億円については損失補償もされております。そのため、町との係わりが強いですが、今後もハートフルケアとのつながりを強化して連携を図っていただきたいのと同時に4月の移行についてももしっかりサポートをお願いしたいです。

また、町民課とハートフルケアたてしなにおいて、お互いに人材交流をして出向、派遣的なことが行われる環境整備も必要だと思いますので、そのことについても検討をしていただきたいと思います。

次に、大項目2の行財政改革の質問に移ります。

行財政改革について、まず町長に所信を求めます。

当町におきましても長期的に計画を立て、さまざまな行財政改革を行っていることは承知しております。

現状は、慢性的にマンパワー不足と聞いておりますが、それによる理由も少なからず含まれていると思っておりますが、当町において地方創生に関する追加補助については、10月末までに総合戦略を提出するとボーナス分の1,000万円が受けられるというタイムリミットには間に合わず、1,000万円という大きな追加補助を受けることができませんでした。この1,000万円という金額は当町にとってはとても貴重で大きな金額なんです。しっかりと時間をかけて戦略を練るという言い分も理解をできますが、それがマンパワーの問題で提出できなかったのか、いずれにしても残念な結果だと思います。

一方、ことし8月に総務省から地方自治団体に地方行政サービス改革の推進に関する留意事項についてが通知されたと思っております。その事項にアウトソーシング、指定管理者制度の活用、既存の業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れを最適化する観点から再構築、いわゆるビジネスプロセスリエンジニアリング、BPRと呼ばれていますが、あと情報通信技術、いわゆるICTを活用した業務の見直し、広域等での自治体情報システムのクラウド化の拡大、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームで公民連携のパブリックプライベートパートナーシップ、いわゆるPPPです

とか、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ることのプライベートファイナンスイニシアティブ、いわゆるPFI手法の導入、地方自治団体の財政マネジメントの強化などが盛り込まれておりますが、全てが当町にマッチすることではありませんが、当町においてもそれを参考に改革を進めていると思います。

その中で当町の特徴の改革も踏まえて行財政改革の所信を求めます。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） 今井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

立科町では、平成25年から29年度までに推進期間とする立科町行政、財政改革指針により、これまでも行財政改革を進めてまいりました。

社会情勢が変化し、多様化するニーズに迅速、的確に対応し、町民に質の高いサービスを安定して提供していくためには、行政改革、財政基盤の確立は重要であり、町民の思いや期待に応えることができる行政組織となるため、行政サービスの改革は必要不可欠であると考えております。

議員のご質問の地方行政サービス改革の推進に関する留意事項については、総務大臣より示されたものであり、積極的な業務改革の推進に努めるように各自治体に助言されたものです。

このほど示されたICTの活用、アウトソーシング、財政マネジメントの強化などは立科町行政財政改革指針に盛り込まれておりますが、計画が十分に進捗している状況ではありません。今後、国より示された留意事項を参考にさらに業務改革に努めていきたいというふうに思っております。

また、立科町では、平成26年度末に県内14町村と長野県市町村電算システム共同化に向けた協定を結び、来年度10月から現在のシステムから移行する予定です。このスケールメリットを生かし、経費削減を見込んだ取り組みとして参画してきたわけですが、データ移行にかかる経費が大きくなる見込みとなり、すぐにメリットが見えてきていませんが、長期的に効果があらわれてくると期待しております。

今後、当町の人口が減少していくことが懸念されており、地方行政サービスの改革を進め、行政のスリム化は必要と考えております。総務大臣から示された地方行政サービス改革推進に関する留意事項によりまして、具体的な施策についても助言をされております。ご質問にあった施策についても言及されておりますので、詳細は総務課長より説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それでは、地方行政サービス改革の推進に関する留意事項についての内容をご説明したいと思います。

アウトソーシングの推進といたしまして、民間委託の推進、指定管理者制度の活用、地方独立行政法人制度の活用、BPRの手法やICTを活用した業務の見直しの4点が推進されております。

民間委託等の推進では、提携的業務や給与、財務会計など事務事業全般にわたり民間委託推進の観点から点検する業務を集約し、他団体との業務の共同化を行い、スケールメリットが生じる事務総量を確保する。

委託実施では、個人情報の保護、守秘義務を確保し、評価、管理をして説明責任を果たすこと。

指定管理者制度の活用では、管理のあり方について検証し、より効果的、効率的な運営に努め、複数施設の一括指定などスケールメリットを生かし、管理者の裁量を増大させる取り組みなど、参入しやすい環境整備を検証すること。

BPRの手法やICTを活用した業務の見直し、BPRとはビジネスプロセスリエンジニアリングというそうですが、パフォーマンス基準を劇的に改善するためにビジネスプロセスを根本的に考え直し、抜本的にデザインし直すことと定義されております。このBPRにおいて重要なのが情報技術とされています。

窓口業務を見直し、民間業者へのアウトソーシングの推進や業務の集約、集約した業務の民間委託等の検討を行うこと、自治体情報システムのクラウド化の拡大では複数地方公共団体共同でのクラウド化について積極的な投入についての検討をすること。地方自治体の財政マネジメントの強化では、公共施設等総合管理計画の策定の推進、統一的な基準による地方公会計の整備促進、公営企業会計の適用推進、PPP、PFIの拡大の4項目についての推進をしております。

公共施設等、総合管理計画の策定の推進では、長期的視点での計画的な管理を行うための計画策定をすること。

統一な基準による地方公会計の整備促進では、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類の作成をすること。

公営企業会計の適用推進では、下水道事業、簡易水道事業の地方公営企業法の適用を受ける公営企業への移行をすること。

PPP、PFIの拡大では、PPP、パブリックプライベートパートナーシップとは公と民間が連携して公共サービスの提供を行う枠組みのことですが、指定管理者制度、公設民営、アウトソーシングなどが含まれているとされております。PFIでは、プライベートファイナンスイニシアティブというわけですが、これは公共施設の設計、建設、維持管理に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことをいうとされています。公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持、更新、集約化等への導入を推進しております。

この具体的な助言を調査しまして、当町に合った改革を今後進めていく必要があると考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 1 番、今井英昭君。

1 番（今井英昭君） いろいろ難しい言葉が続きましたが、答弁の中にもありました B P R とか I C T 等につきましては、ますます活発に活用されると思います。

また、自治体のクラウド化ということに関しましては、広域単位になりますが、二重行政の廃止ということにもつながりますので、当町がこういったことに乗りおけないように今後も進めていただきたいのと、また、P P P、P I F につきましては老朽化した設備や施設が多い当町、また観光エリア、農業エリアの 2 大エリアを持つ当町にとってみたら、メリットが十分あると思いますので、こちらのほうの研究もしていただきながらほかの市町村に乗りおけないように、当町が先頭を立てて広域でこういったことが取り組まれるようにしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

続きまして、総務課長に説明を求めます。

行政改革を行う上で職員へ対しての研修が実施されていると思いますが、具体的などのような研修を行っているのか、その研修で得られた結果の報告書等をどのように求められているのか、またその研修の評価、研修内容の波及をどのように行っているのか説明を求めます。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

昨年度、町で実施をいたしました職員研修は 6 回でございます。その内容につきましては、メンタルヘルス研修、公用文の書き方、佐久市との境界調査、マイナンバー制度について、窓口接客クレーム対応について、それとゲートキーパー養成についてでございます。このほかに佐久広域連合主催の研修や市町村職員研修センターによる研修がございまして、法制制度の研修、あるいはコーチング研修などに参加をしております。

研修によって得られた結果とその結果のフィードバックをどのように行っているかということでございますが、それぞれ行っている研修につきましては日々の業務に直結したものでございます。職員それぞれがすぐに業務に反映していると考えております。

また、職場全体で取り組むべき課題については、課長などの目配りにより組織全体のステップアップに取り組んでおります。

また、この 12 月、これから全職員を対象にいたしまして、マイナンバー制度の取り扱いについての研修会を計画しておりまして、この取り扱いには万全を期していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 1 番、今井英昭君。

1 番（今井英昭君） 研修に対してフィードバックもされて、部署内になるか全体的になるかわからないですが、そういった波及もされているということですので、今後も研修しっぱなしということではなくて、研修した人だけが得ているということだけではなくて、研修効果がどの部署のほうにも波及するような仕組みづくりというのもまたバージョンアップしていただいて検討していただきたいと思います。

引き続き、町長及び総務課長に説明を求めます。

眠らない町不夜城の霞ヶ関の立科版といったように、役場では毎晩のように時計がてっぺんになるごろまで明かりがついております。このことにより、職員の方の体調管理が非常に心配になります。毎日遅くまで業務されている方が万一のときには、その方にとっても不運ですし、町にとっても大きな痛手となり危惧するところです。

一方、そうは言っても、現状の人員で業務が回っているという声もあるのも事実です。もちろん、それは現在の職員の方の努力の賜物だとは思いますが、いずれにいたしましても、ことし2度の社会人枠にて採用を行って、不足しているマンパワーを補っております。マンパワーが不足している課の実態、具体的にはどの課に何人、今、足りていないのか。そのことによって、最終的に当町において適正な職員数は何人と考えられておるのか。

同時に、今回採用した社会人枠の採用基準と採用数についても説明を求めます。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

職員体調管理にご心配をいただきありがとうございます。確かに、今井議員がおっしゃるとおり、業務遂行のため遅くまで残業をしてもらっている職員がおることは承知をしております。遅くまで残って仕事をしてもらっている理由は多々ございますが、1つ言えることは、どの職員も責任感を持って今やらなければならない業務を真摯にこなしているというところでございます。

これから取り組もうとしている地方創生、幸せなまちづくりを行っていく上で、職員数の不足は否めませんが、今後、町は人口減少が懸念されており、行政サービスの改革を行い、効率的な行政に努めていくことも重要であると考えております。

現在の業務分担の見直しをするなど、行政の機構改革を行い、集中する業務の平準化を図るとともに、職員の年齢バランスを考慮した職員採用を進め、将来にわたり業務を遂行していける人材を育てていくことが重要であります。

これにより職員に過度の負担をかけない職場環境をつくっていきたいというふうに考えております。

詳細につきましては、総務課長より答弁をさせますのでよろしくお願いをいたします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

立科町の職員数はここ数年、定年退職者が多く、さらに普通退職者も加わり大きく減少をいたしました。職員の年齢構成に片寄りがあったため、定年を迎える職員が大幅にふえ、急激な減少を招いております。今後は大きな年齢構成の塊はございませんが、25歳から35歳までの職員が少ない状況にあるため、年齢構成の平準化と退職者の補充を行うために社会人枠の採用を実施しております。ことしの6月1日には3名、12月1日に1名の採用を行い、来年4月1日までに6名の採用を予定しております。この採用に当たっては、選抜試験として筆記試験、面接試験を実施しております。筆記試験では新卒者と同じ試験問題で実施してきました。

今、国では少子高齢化、人口減少、地方創生と大きな課題に立ち向かうべく、法律や制度を改正しております。これに伴い、私たち地方自治体でも国の制度に合わせた条例や制度の改正が必要となり、本年度はまち・ひと・しごと創生立科町総合戦略を作成しましたが、今後も各種プランや計画の策定が求められており、職員に大きな負担となっております。

各職員とも担当者としての責任感から無理をしても職務を遂行している現状も見受けられます。

議員さんもおっしゃいますように、体調を崩すことがあつては大きな痛手となることは間違いありませんので、課長を初め、周りの職員みんなが目配せをし、体調管理を行っております。

今後、先ほどご指摘がありました、総務大臣から示されました地方行政サービス改革の推進に関する留意事項についての改革の助言を受けましたので、十分に検討をして立科町に合った改革を進めまして不夜城と比喻されることのないような職場環境にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 町長に再度確認をいたします。

ずばり、当町の職員数は今現状において何人が適正と考えているのか、数値で答弁をお願いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今、今井議員からもご質問ありましたがけれども、何人がというところは今これから行政改革を行っていくために課の編成、また係の編成ということも検討していきたいというふうに考えております。

その上で、これからどういうことをやっていくのか、どういう町民にとって必要なことを行っていくのかということでも人数を考えていきたいというふうに思っておりますので、今現在で足りているか足りていないかということは少しまだ判断はし兼ねているところでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） まだ、ことし、町長が変わられて今から行政改革を行うということで、その内容によって人員が変わるということも理解はできます。

ただ、当町において、何人職員がいなければいけないのか。そういったことをまず考えていなければ、100人いても200人いても足りない状況になってしまうかもしれないです。

満足な町民サービスを行うには何人必要なのかということと同時に財政的に配慮も必要ですので、適正なこの町にあった職員数の検討というものも踏まえて行政改革をしていただきたいと思います。

まとめになります。福祉行政につきましては、施策内容は把握されていてもそれぞれ優先順位をつけるのが難しいと思います。有事の際に備えて要介護者のリストアップを各地区で民生委員さんが中心になって取りまとめていると思います。こちらについても地区によってばらつきがあり、既にできているところ、できていないところそれぞれあると思います。それがボランティアで活動されております民生委員さんが産まれたての赤ちゃんからお年寄りまで広範囲に処理をされているから、これも一理あるのではないのでしょうか。そのために各地区で防災福祉担当委員を創設し、民生委員さんとともに取り組んでいただく組織のフォローも町として行い、また、きょうの日経にもありました老人施設での件数の多い虐待についての記事もありましたが、そういったことがないように一緒に超高齢社会を乗り切る環境を整える必要があります。

また、行財政改革におきましては、9月の私の一般質問でも教育委員会へ提言いたしました。現状、縦割り行政が基本と考えられている行政業務の中で、やはり柔軟に横割り行政を取り入れ、職員配置におきましては、どの課にも属さないスーパーマン的な方を数名ピックアップして一過性的にマンパワーが足りない部署へヘルプをする、そういったことや、例えばですが、稲のはぜかけ作業を一人でやるより2人でやると2倍だけではなくて、3倍、4倍と早くなります。このメカニズムに沿って当町においても事務分掌による一人が1つの業務だけではなくて、2人バディになり、2つの業務を行うことによる効率化を図った業務といった簡単にできる改革も数多くあると思います。前例踏襲の施策では、効果は知れており、若い職員も含めてユニークな取り組みを広げて積極的に行財政改革を行い、今まで以上に強い組織、強い財政となる施策を続けてもらうことを切に願い、私の一般質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

議長（土屋春江君） これで、1番、今井英昭君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は2時35分からです。

（午後2時25分 休憩）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、7番、榎本真弓君の発言を許します。

件名は 1. ひきこもりの社会復帰支援の取り組み

2. 子育て応援アプリの導入を提案です。

質問席から願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 7番、榎本真弓です。通告にしたがって2点の質問をいたします。

まず、1点目、ひきこもりの社会復帰支援の取り組みについてに行います。

今回の質問は、地方創生、人口減少問題とあわせて、しっかりとそして丁寧に取り組んでいかなければならない重要な課題だと考えております。厚生労働省では、ひきこもりをさまざまな要因の結果として、社会的参加を回避し、6カ月以上にわたって、家庭にとどまり続けている状態と定義をし、平成27年8月時点で、全国約26万世帯に上ると推計をしております。

また、近年ではひきこもりの高齢化が進んできています。特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会の調べによりますと、ひきこもり始める年齢は横ばい傾向ですが、平均年齢は上昇傾向にあるとのこと。最近は一旦社会に出て挫折をしたことでひきこもり状態になる人がふえ、高齢化に拍車をかけているとのこと。年齢が高くなるほど、抱える家庭の負担は重くなり、社会からの支援が難しくなっています。重大な社会問題にしっかりと取り組んでいきたいものです。

今回の質問は、対象者は義務教育終了年齢から年金受給開始、いわゆる65歳までの実態を伺うものです。実は事前に町民課にお伺いしましたところ、当町では既に実態調査をされたと聞いております。そこで、まずこの実態調査の報告、そしてその報告を受けての今後の支援事業の計画を伺います。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） ただいまの榎本議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

ひきこもり社会復帰支援の取り組みは、とのご質問についてお答えをいたします。義務教育終了年齢から65歳までのひきこもり対応と社会復帰支援は、全国また長野県でも大きな問題と考えております。しかし、その実態把握までには至っておらず、当町においても、民生児童委員並びに保健師を通じて人数把握を行っております。その中で、これからの支援アプローチや取り組みに対して、県専門家より講習会などを開

き検討を行っていくことになっております。詳しいことについては、担当課長の方から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） ひきこもりの実態調査、また支援事業の計画というご質問でございます。

先ほど、議員さんのほうからおっしゃいましたが、ひきこもり、これはさまざまな要因の結果として就学または就労、家庭内での交友、こういった社会的参加を回避して、先ほどおっしゃられたように、6カ月以上にわたって家庭にとどまり続けているというような状態であるということであります。

平成18年度、厚生労働科学研究所の心の健康についての疫学調査に関する研究、こちらでは、全国で26万世帯、長野県でも4,500世帯がひきこもり状態にあるというふうに推定をしております。

立科町では、今年度民生児童委員さんこちらのご協力をいただきながら、町内のひきこもり者も状況把握を実施いたしました。義務教育課程の児童、生徒及び65歳以上の高齢者を除きまして、保健師の情報とすり合わせながら、42名の方の把握がされております。ただこの中には地域内での生活実態、こちらが把握できないという方も含まれておりますので、そっちのところは若干の誤差があると思います。なお、この実態でありますけれども、性別、年齢別に見ますと男性が26名、女性が16名ということで、男性が全体の6割以上を占めております。年代別におきましても、男性については20代から40代、こちらが23名、若者、働き盛り、この年代に非常に多く、女性のひきこもりの方、こちらについては各年代による大きな差は見られておりませんでした。

主な支援者でありますけれども、同居されている親御さん、こちらが全体の6割を占めております。支援者が未把握また単身世帯、これらも3割を占めているという現状も出てきていると思います。今後、医療面等含めまして、詳細な分析を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、支援対策の取り組みになりますが、ひきこもりを含む心身の不調を感じている方や、その支援家族を対象とした相談窓口や居場所の提供といたしまして、本年6月から心の健康サロンを年に4回の予定で開催をしているところであります。また、今年度は、県精神保健福祉センターにおけます技術指導、こちらのほうも依頼をしております。当町の現状を踏まえ適切な支援事業が展開できるように、これら関係機関との連携を密にとりながら、支援体制の充実を進めているところであります。

以上になります。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 実は先ほど述べましたように、ひきこもりの方の高齢化が進んでいる、そのお世話をされている親ごさんも高齢化になっている。本来親となれば年金世代となり受給をして社会保障の恩恵を受けているはずの世帯がそうなくなってきたるとい

う、これがやはり全国26万世帯にも及ぶ数になっています。やはり実際に生産年齢と言われる若い世代と、またしっかりと社会に貢献ができる年齢の方が何らかの事情でその状況ができていない、やはり子供が社会復帰できない、また就労ができてないということが続くと、やがては生活困窮者に至る、そういった世帯になることが予想されます。

実は、立科町の第5次立科振興計画の中で、地域福祉の充実という項目があります。この中で小地域見守り支え合い活動という項目がありますが、この見守り支え合い活動、これはどういった内容のものか説明をお願いいたします。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

第5次立科町振興計画、また本年策定いたしました総合戦略、議員さんおっしゃられたように、掲げられております。健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくりへ向けて、より地域福祉の充実を図るべく政策を展開をしておるところであります。

町では、地域福祉の基幹組織ではあります社会福祉協議会、こちらのほうと連携をいたしまして、住民相互の見守り支え合いの体制づくりを支援しております。小地域見守り支え合い活動、こちらでありますけれども、こちらにつきましては、ふれあい、支え合いネットワークの会として各地区で活動をいただいているところでございます。登録の団体数24団体で、団体の加盟されている方278名ということであります。このほかに福祉ボランティアの登録団体、社会福祉協議会のほうでは、小地域のほかに19団体のボランティア団体、また個人のボランティアの登録数、こちらが16名ということで団体数、また登録数については、若干の減少の傾向も見えておりますけれども、新たな人材の育成、また活動の活性化等に向けて今後も支援をしていきたいというように考えております。

以上になります。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） そうしますと、このふれあい、支え合い活動、このボランティア活動には当然声かけ運動も行われているかと思うんですが、その地域においての声かけ運動というのは活発に行われているか、その点の掌握はされておりますでしょうか。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

先ほど、14の団体ということでお話をいたしました。登録されている14団体ございますけれども、それぞれの地区、部落等で構成をされてる団体が非常に多いわけありますけれども、こちらについても非常に温度差が現在あります。そういった中で、中心的となっで行われている方がいらっしゃるような団体とか、一部では、非常にそういった部分の中で細かな活動をされているところもありますし、まだ団体としてそういった細かなところまではというような、それぞれの団体によっての温度差があるとい

うことで、ご了承いただきたいと思います。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） ひきこもりになる原因はさまざまありますが、ひきこもりは本人の責任であり、その家庭が考えること、そして福祉の対象ではないというそういう言い方をされているのが現状です。その上、福祉の対象ではないということで、福祉職は何も手を出せないと言われていたという現状に置かれておりますので、ひきこもりは大変本人だけ、また家族だけで解決をしなければいけないという、そういう実態があります。

しかしながら、私はひきこもりになった原因はさまざまありますが、そうなった方たちをそのまま放っておく、その社会が大変悪だと思っております。声をかける、誘い出す、いろんな形で早目にひきこもりにならないように手を打つ、そういった社会があってこそ初めて多くの方たちが引きこもらずに社会に復帰できるきっかけをつかめるチャンスがあります。先ほどボランティア活動の皆さんたちに大変いろんなことで支援をいただいておりますが、このボランティアの皆さんたちだけに声かけ運動をさせておくというのは、立科町は大変福祉にとっては冷たい社会だなと考えます。

実はこのひきこもりの皆さんたちが、経済的な損失を図り出す、そういったこともいろんな社会の中で置かれていますが、やはり経済の損失額を割り出すと、大変大きな数字になってきます。これは例えばの話ですが、海外でその経済損失を割り出した場合、その国の人口規模で15.2兆円にも上る、これは4年前ですので、今現在ではさらに大きく拡大をしているかと思えます。これからの経済面を考えましても、社会の活性の面で考えましても、支援の手を差し伸べる環境づくりが大変重要なことと思っております。

実は、先ほど町民課長の答弁に、社会福祉協議会と連携をして、これからのボランティア活動を行っていくというふうに答弁もありましたが、この社会福祉協議会について質問をさせていただきます。社協は町長が会長であります。現状町長のほうで就任されて間もなくですが、やはり社協の実態を把握されているかどうか、その認識をまずお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今ご質問にお答えさせていただきます。

社会福祉協議会の会長という立場でもある私でもありますけど、非常にその社会福祉に対して、この町はこれからどうあるべきかということは、ほんとに先ほども言われてるとおり、第5次立科振興計画、また本年度策定いたしました総合戦略にも掲げられております健やかにいつまでも地域で暮らせるまちづくりという中で、非常にその社会福祉協議会のあり方というのも重要になってくというふうに認識はしております。

昨日、社会福祉協議会の中でも新しい財政、新しい理事、また幹事の方をお招きを

して、これからの社会福祉協議会のあり方について、理事と皆さんと話をしていきながら進めていきたいと思いますという形での会議を行ったところでもあります。その中でまた社会福祉協議会の今の人員がどうなのか、今人員も減ってる中で、4名の正職員の中で運営をしていただいています。その中で一応障がい者に対しての今支援のほうが必要な活動というふうになっておるといふふうに思いますけれども、これからの社会福祉協議会というものは地域に出向き、連携をし、活動強化が取り組めるような組織改革を私のほうも推進をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） いただいた答弁で推進をしていくということでもありますけれども、社協の中では町からの出向はなされていないとは把握されてますでしょうか。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） そのことは、承知をしております。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） そうしますと、増員等のお考えはありますか、お伺いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 町の職員の中で、社会福祉協議会のほうに増員ということよりは、やはりより地域に寄り添った形の中で、人材を確保できればというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 出向、増員、いろんな形で事務局体制をしっかりと強化をしていく、社会福祉協議会そのものの機能強化というのが、これからの立科町のボランティア活動、または福祉については大変重要なところだと思います。今いろいろ町民課長から報告をちょうだいいたしました、町民課においてこれからの私の今回の提案させていただいたひきこもりの支援対策というものを、町民課だけで体制を作っていくというのは大変無理なことだと思っております。

社会福祉協議会の力を借りながら、またその連携を強化するという意味、これの答弁をいただいておりますので、その上で社協が大変事務局的にしっかりとした動きがとれる体制づくりというのをぜひとも町長が会長でいらっしゃいますので、その主導で行っていただきたいと思っております。実は、社協に関しましては、法人格になっておりますので、町から私の質問の対象にはなりません。しかしながら、町長の先ほどの力強いお言葉をちょうだいしておりますので、これからまた理事会、また評議委員会において積極的な運営を提案されていくことと思っておりますので、そこに大変期待をしたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

これは、関連して社協にはなってしまうんですが、今の状態では私は町民課になりますので、町民課長にお伺いいたします。町民課といたしまして、社協と連携を強化

するというのはどういうふうにお考えか、また具体的にどういうことをしていくのが連携につながるとお考えかお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

それぞれ社会福祉協議会、また町民課等におきましても、福祉等についての共通の課題に向けてそれぞれ施策を展開していくというふうに思います。

やはりそういった中では、お互いに用い得る情報それらの共有それが1番大事なのかなという考えておりますし、それぞれ行ってる事業はまちのほうから委託して行っていたりする事業等もありますけれども、やはり共通な情報の中でそういった福祉に向けて、同じ方向を向けた過程の中で施策を進めながら協力をしていくということが1番大事だというふうに考えております。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） そうしますと情報は共有する、そして活動も当然支援をしていくことになるかと思うんですが、社協が行うボランティアの人材確保やボランティア活動の支援は社協のほうで行っていただくことになりませんが、それにあわせて行政として行えるものというのはどういったことになるか、町民課のほうではどういう形で考えておられるかお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） 町民課、行政のほうでどういったという質問かというふうに思います。情報の共有という点については、それぞれが連絡を密にしていかなければならないかというふうに考えております。いずれにしても、その福祉に向けた最終的な目標というのは町であり、社会福祉協議会であり、到達点というのは同じというふうに考えておりますので、そういった兆候ではありますが、そういった1番は連絡を密にしていこうというところ、またそういった中で同じ目的に向かっての事業に向けての強調を持っていくという形が1番大事なのかなというふうに考えております。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） そうしますと、今回の質問いたしました社会復帰支援、これにつきまして、連携をとる、また復帰支援の声かけなり、また外へ出ることを町民課としては、これからどのような形で動かれるかちょっともっと具体的にお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

社会復帰、要は自立支援の施策についてということだというふうに思います。現在社会福祉の協議会については、先ほどのひきこもりのほうの関係の問題にもありますけれども、本年度精神保健福祉士、また社会福祉士の資格を持っていらっしゃる職員、こちらのほうが2名4月より採用ということで、非常に相談機能等について評価がされてきております。そういった有資格者といえますか、先進的な資格を持ってい

らっしゃる方、そういった方、町のほうではそういった資格を持つ職員という者はいませんので、そういった部分の中で、やはりお互いの中でそういった資格者等の連携を図りながらということになるかというふうに思います。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 実は、家庭において家庭が全て自己責任的に決して皆さんに迷惑かけてないというふうに、ひきこもりの世帯の方というのは大変自己責任を感じてらっしゃるお宅が大変多いと聞いています。私は、この家庭の中にいかにおせっかいに何回も訪ねて声をかけていく、そういったことをしていかなければ、なかなか家族間だけでは解決ができないという、それはもうほんとに実態として聞いております。福祉として、その対象にならない年齢の方たちですので、地域での声かけもありがたいことですが、社会、行政として行う声かけ運動というのが大変重要だと思います。

先ほどの実態調査では、立科町はまだまだほんとありがたいことに42名の皆さんと聞いておりますが、この方たちが社会復帰、自立をしなければ、立科町にとっても大変優秀な人材を損失をしてしまうこととなります。先ほどの職員の方たちに、これからその事業に携わっていただくということになりますが、その動きがこれから4月に行われるということで、理解をしてよろしいでしょうか。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えいたします。

本年度4月から、先ほどそういった公的な資格を持っていらっしゃる方を採用して、現在その中で動いているわけでありまして。社会福祉協議会等につきましては、社会福祉協議会の理事会、またそれぞれのその団体の中でのそういった福祉計画であります。そういったところの中で行政が来年、またこれらに向けてどういった連携、またそういったことができるかというもをお互い検討しながらということ、検討と言いますか、どうやって進めていくかというところも協議会のほうとの連携を図る意味で大切だというふうに思っておりますし、来年度以降いろんな部分の中で社会福祉、障害福祉等もありますけど、いろんな部分の中で変わってきて、公的にも障害差別でありますとかいろんな部分の中で変わってくるところもありますし、そういったお互いへ問題意識を共有しながら進めていくというふうに考えております。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 町長、会長であられる社会福祉協議会と行政、町民課の課長が、それぞれ問題意識を持ってこのことについてしっかりと取り組むというふうに私は受けとめました。やはり立科町にとってこれから人口減少、今食いとめをまた緩やかにしようというその中で、せつかく立科町にいらっしゃる大きな人材をそのまま見過ごして、立科町の力になっていただけない状態を放置しておくこと自体が大変損失だと思えます。人口減少は、幾らしっかり対策をとっても、これは自然動態もありますし、これから先もまたその結果は先々のことでありますけれども、目の前にいらっしゃる方た

ちに手を差し伸べる、そういう立科町であっていただきたいと本当に切に思います。ひきこもりは、本人だけの問題ではなく、社会全体の損失だということをしっかりと据え置いていただいて、この問題に積極的に取り組んでいただきたいということを強く申し上げます。

まとめます、日本の福祉制度は縦割行政と言われていています。高齢者福祉、そして障害者福祉、児童福祉、生活保護、状況によってそれぞれ分けて対応するようになっていきます。けれども、地域の悩みはそれぞれ問題を抱えてる人は、一緒に生活をしています。そして、その生活をしている中で、いろんな問題を世帯の中で必要な支援を横断的につなぎながら、家族全体を支えていかなければいけないというのが、私は制度だと思っています。その縦割行政を変えていくのが、やはり町長でしたらできます。これから連携を取りながら、十分に縦割行政を横つなりの大きな、また守っていく行政の体制づくりということに取り組んでいただきたいと思います。

私、今回ひきこもりの質問ですが、実は秋田県の藤里町、こちらが大変大きな効果を上げています。私どもは、人口は7,500になりますが、こちらのまちは平成24年度の人口は3,892名です。こんな小さなまちで実はこの27年度が3,892名でしたが、27年度には3,548名、何と3年間で344名の方が人口が減少をしています。私ども立科町よりももっと急激な人口減少です。その中で15歳から55歳の町民の中で、ひきこもりが実態調査をいたしましたら113名、私どもの町と比較いたしましたら、こちらの町は大変もっともっと大きな数字、その中で実は社会福祉協議会のやはりキーマンになる局長が、この問題に積極的に取り組み、また局長のみならず、その職員が全一丸となってこの113名の方に積極的に当たり、また社会復帰に行く前の家から外へ出るというこの習慣づけをするための取り組みをしました。

こちらの町にできて、立科町にできないことはないと思います。いろんな事例が日本全国進んだ事例がありますので、立科町は新たに事例をつくるよりも、もう先に先駆的に結果が出ているところの事業を参考にして、もう即それをまちに結果が出る事業として置きかえていくっていうのが、私は1番早い取り組みだと思っていますので、こちらも参考にさせていただければいいかと思います。

では、2番目の質問をさせていただきます。2番目は子育て応援アプリの導入を提案をいたします。今現在、携帯電話とスマートフォンがどのくらい普及しているか、私もこれはほんとに興味深く調べさせていただきました。2013年の総務省の調査で、携帯電話は小学生が3割強、中学生が5割、高校生はほぼ全員、スマートフォンは小学生が6%、中学生が4人に1人、高校生は8割強となっております、今や携帯電話を使ってる過半数がスマートフォンを使用しており、一般携帯電話をはるかに超えていく現状があります。

新社会人のスマホの保有率は既に72.5%で、必要度も76.9%ともはや社会人にとっては必須アイテムの1つになります。さらにスマートフォンは、保護者自身の保有が

上がっています。日常的に利用しているスマートフォンを活用していつでもどこでもほしい情報を取得できるように、子育てを安心して行える環境づくりのために、子育て応援アプリの導入を提案をし、世代にあった子育て環境の整備をどうしていくのか伺います。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） 子育て応援アプリ導入をご提案いただいております榎本議員のご質問にお答えをいたします。

とかく現代社会の中は、スマートフォンやタブレット端末の普及により、便利なアプリケーションができていることは承知しております。しかし、現在保健師が行っている各事業の訪問、面接、面談など、今まで立科町が行ってきた顔が見える関係、個別対応などコミュニケーションが安心して暮らせるまちづくりにもなり、立科町総合戦略の、健やかにいつまでも地域で暮らせるまちづくりにつながっていくものだと思っております。このことについて詳しくは担当の課長より説明をさせていただきます。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

子育て応援アプリ、こちらのほうの導入についてということであります。応援アプリ、一部の自治体では出産また子育て等の情報を提供をいたしております子育て応援アプリのほう配信、こちらを開始しているということは、承知はしております。県内では、長野市が妊産婦とそこご家庭に向けましたマタニティーメールというような形で出生、出生から6歳児までのお子さんを持つ保護者とそこご家族に向けた産後子育て応援メールを配信してるといように聞いております。

立科町では、現在保健師におけます新生児訪問、また乳幼児訪問、4カ月、5カ月児健診、7カ月のすくすく相談、また10カ月、11カ月の健診、赤ちゃん相談室、また1歳半の健診、また2歳児親子教室、3歳児では健診、3歳健診ということで、子育ての応援を実施しております。

また、妊娠中の母親と父親を対象にパパママ教室も実施をしているところであります。この各事業につきましては、保健師の訪問また面談等により先ほど町長申し上げましたが、非常に顔の見える関係の中で実施をしているところであります。保健師につきましては乳幼児一人一人の名前を初め、発育状況また兄弟でありますとか、姉妹、また家族構成等についても保健師のほうでも把握をしております。

こういった中で立科町ではやはり顔の見える関係、またより個別的な対応、そういったコミュニケーションを大切にして、子育ての支援、また相談等の推進をしてまいりたいというように考えております。こういった取り組みにつきましては、子育ての応援アプリ、この配信枠をはるかに上回る子育ての応援、子育ての支援というように考えております。

また、こういったアプリの配信等については、やはり大規模な自治体、こちらを中心にそういったアプリの開発したりとかっていう、配信等が行われているというに思われます。やはり立科町、顔が見えるそういった支援、こちらほうをより充実させていきたいというに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 町民課長は、顔が見える支援ということを大変強調されますが、それは行政側から思う支援でありまして、実際に町民のほうは本当に顔が見えるときにいつも相談ができる環境かという、私はそうではないと思っています。この子供子育て応援アプリというのは、先ほども申し上げましたように好きなときに好きな場所で、それで気軽に自分の不安感等解消するために、情報を吸収するための手段、ツールというものになります。

町民課長がおっしゃるその顔が見える支援というのは、あくまでも行政の事業にのって時間等も配置されて行われるものですが、その行政がなかなかできない時間帯に子育てしている世帯がママさんパパさんにしても、それぞれが情報を取得できるという、それがアプリの大変大きなメリットです。こちらは子供、顔が見える支援プラスアプリの導入ということが大変大きく、また支援をしてくれると私は考えますが、その違いというのは認識はされていますでしょうか。課長にお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） 違いの認識という点につきまして、機械上のこともありますけども、当町においてはホームページでありますとか、いろんな相談事というなこともあります。いろんな部分の中で、先ほど議員さんおっしゃられたように、ご相談をお持ちのお母様方にとっては、やはり限られた時間であったりとかいうものは制限されてきてしまうのかな、そういう認識は持っております。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） では、町民課長に具体的にお伺いをします。もしアプリを子育てアプリを導入した際、そのメリット、デメリット、事前に通告を出しておりますので、調べていただいているかと思えます。その報告をまず伺いたいです。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。アプリ導入に際してのメリット、デメリットというようなご質問がいただいております。しかしながら、このアプリ導入におけるメリット、デメリット、こちらのほうでありますけども、やはり子育ての応援アプリの配信等については、先ほども申し上げましたが、大規模な自治体を中心に行われているようであります。ホームページと違ひまして、一方通行の情報提供でありますとか支援の提供ができるではないかというようなものが、非常に大きなメリットだなというふうに考えてはおりますけれども、こういった立科町の中におきましては、今現在非常に少子化の中で年間に生まれてこられる子育てをされているお母様方ご家

族も非常に少ないと、そういった中でより密接にこういった相談でありますとか、いろいろな対応ができる、コミュニケーション等が大切にできると、そういったものがやはり住民のニーズに沿った子育て支援、子育て相談、これにつながっていると私のほうは思っております。

デメリット、機械的なこともありますけれども、そういったアプリの中での費用対効果等もありますし、アプリの中の配信障害とアプリ障害というようなことも起こっているというようなことも聞いております。そういった中でメリット、デメリットいろいろとありますけれども、現在立科町については、今現在のホームページ等の更新、こちらのほうも進めておまして、非常に見やすいようなホームページにしていくというようなことでありますから、そういった住民のニーズに合った、そういった施策で進みたいという様な形で考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） ちょうど今町民のニーズに合ったということで、お話が答弁がいただけました。この3番目の質問で協働のまちづくりというところで、私このニーズ調査ということをおもっております。実は、1番最初にスマートフォンがどれだけ社会に普及しているか、また今10代の社会人になるときには必須アイテムと言われているぐらいスマートフォンが生活の中の一部になっているというこの現状の中で、アプリというのは大変今種類が多く、またそのアプリがあるためにスマートフォンにするという若者の、若者というよりももうこれ社会現象の1つなんです。私立科町でアプリを導入するのを提案をするのは、子育て世帯にまず1つ取り組んでみないかという提案になります。それは、子供子育てのいい環境をつくっていかうというその中での子供の応援アプリですので、孤立しないそういう世帯をつくる、また近隣に聞くこともできない保護者が、自分の力でアプリだけでいろんな勉強できるという、アプリだけに頼るものではないです。

しかしながら人間が人間をサポートするには限界があります。その中で自分のほうから調べるということは簡単なことですので、そこでもう1つ不安が解消できるというのであれば、決してこの事業はコストがかかることもわかります。しかしながら、コストの中でどうこれからの環境、いい環境つくっていくかということを考えるのが、立科町の子育て環境よくしていくものではないでしょうか。協働のまちづくりという部分でそのアプリの中の何が必要か、またアプリは基本的にデータがありますが、そこに立科町らしく、何を加えていくか、またその加えたものがどのように見られていくか、リンクをされたりアクセスも見られてる数字で全てわかってきます。そうしましたら、PDCAの最後のチェック検証して、その後どういふふうにもまた改善をするかというの、この数字で全て読み取ることができます。その中で町民課の言われる、要するに顔の見える支援、やはりこういうところが足りないんだというそのニーズ調

査が逆にできるという、ホームページ上ではなかなかこれはわかりにくいことと、アプリはもう入り口がそこになりますので、もう子育てのアプリだけで入り口が入っていきますと、ホームページはその先にありますので、当然ホームページを見る回数もこれからふえていくと思います。

アプリ導入に関しては、町民がどういうふうな考えをもっているかっていうそのニーズ調査をまずしなければいけません。現場の担当者と民間業者がやりとりをしただけで、そこにそのさらに町民の声を反映させながらアプリの開発をしていくっていうのが大変必要だと考えています。ここのところは、町長にお伺いいたします。町長自身も当然色んなアプリ、アイコンもスマホの中に持ってらっしゃると思いますが、町長自身はアプリ導入に関してはどういうお考えをお持ちかお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

私も榎本議員が言われたとおり、スマートフォン、タブレット端末を使用させていただいており、数多くのアプリを使ってはおります。ただ、子育て支援とそういうことに対してのアプリということに対しては、少し私も慎重な部分があることは確かだと思います。ただ否定をしているわけではなくて、子育て支援は先ほども榎本議員のお話にあった、ひきこもりにも関することなのかもしれませんけれども、やはり人が訪ねて行って、そして子供たちの顔を見るとか、そういうふうな人と人とのやり取りというのが、人と人とのつながりというのがこの立科町には数多くいい部分がある街だというふうには私は認識をしております。その中で非常にアプリの便利さというのはほんとに私も実感をしておりますので、使いやすいという部分があるんですけども、とにかくそのアプリに頼り過ぎて、人と余り会話をしなくなったり、ほんとに最近手紙も書かなくなって、メールで済ましてしまうという、そういうふうな形が果たしているのかというところも少し考えながら、ある程度制限をして使っているということは事実でございます。

その中で、そういう若いお母さんたちがいっぱいいるということも確かなことなので、その今榎本議員が言われてるニーズの調査ということはやはり必要ではないかなというふうに感じています。

ただ、やはりその中でも今やってる保健師さんまたほかの皆様方がやっておられるその地域のつながり、また顔が見えるほんとに子供たちが楽しく集まってということもやはり捨てがたいのかなというところもあります。その中で今社会的な問題でもあるように、子供の虐待とかやはり子供が乳児が大切な命を落としている、その親と子供の関係という中で、やはりそのそういう便利さよりもやはり訪ねていくというようなところの中もやはり重要な部分。だから両面を使った中でできるかできないかというところのニーズの調査ということはしていく必要があるのかなというふうに考えてはおります。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） まさしく町長の言われたそのとおりであります。アプリだけに頼らず、先ほどから顔の見える支援をするという立科町のその体制の中で、その隙間を埋められる手段がツールがあるのであれば、とりあえずそのアプリの力も借りつつ、当然そこに頼らないで支援をしていくっていう町の体制をつくっていく。こちらをとったからこちらはいらぬではなく、両方がやはり子育て支援には大変必要なことと思っています。ぜひともまた十分ニーズ調査もしていただいて、検討もしていただいて、今いろんなアプリがありますけれども、子供子育てに特化したアプリをまず研究していただきたいと思います。

町民課長にちょっとお伺いをいたします。実はファミリーサポート事業、これが子供子育て支援事業計画の中の7ページ、こちらのファミリーサポートセンターの平成20年度から平成25年度の報告が出ています。平成20年度ゼロ回、平成21年度1回、平成22年度1回、平成23年度ゼロ回、平成24年度ゼロ回、平成25年度ゼロ回、ほぼ機能してないというふうに私は受けとめました。このことについて町民課長の説明を求めます。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） ファミリーサポートセンターということでございます。現在この先ほど議員さんおっしゃられたように、そういったものの機能というものがゼロということでもあります。

ただ、子育ての今現在ファミリーサポートというものに対しては、子育て支援事業という形かな、そういうふうな形で27年度から名前が多分変わっているのかなというふうに認識はしておりますけれど、今議員さんおっしゃいますファミリーサポート、ひとつ言い方を変えれば、教育委員会等で行ってる子育ての中の子育て支援の中の放課後児童教室でありますとか、また保育園等で行っている乳幼児等の一時預かり的なもの、そういったものを全てこの中に含まれてきているのかなというふうに考えておりますし、こちらについては、教育委員会等々の中で連携をしながらという形になるかというふうに思いますけれども、現状の中では活動的なものではなく、今そういった教育委員会的なものしかないというのは現状であります。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） この報告に上がっているこのゼロ回、1回というこの数字は、事業が機能してないという数字ではないということですか。ちょっとそこ確認をいたします。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） 今議員さんおっしゃられました、要は子育て支援計画の入ってるところのものですよね。そちらのほうの管轄については教育委員会のほうで計画をさして出ているものでありますので、その中にファミリーサポートという形の中で多分掲載をされているということでもあります。詳細的な数値については、今現状で私のほう

ではちょっと把握をしてないということでもあります。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 新年度違う形でこのサポート事業が立ち上がるというふうになんかちょっと理解をしました。またそれはそのときに質問につなげていきたいと思いますが、余りにも全く動いてない数字を見ましたので、これのサポート、いわゆるファミサポが実際に機能してないんじゃないかというふうには私は最初ちょっと解釈をしました。それはやはり周知の仕方が足りないのか、また利用しにくいのか、せつかく顔が見える支援をしたいという行政の体制であるにもかかわらず、実際にファミリーサポートの事業が動いてないということは、やはりこちら側が見たくて動いていても、実際にニーズに合っていないという結果がここへ出てるのかなとちょっと思いました。新年度にどういう形で事業展開されるのか、ちょっと楽しみにお待ちしております。

まとめます。行政におかれましては、大変忙しいさなかだと思います。仕事量が少なく職員数も十二分に足りて、予算がたくさんあって、大抵のことは何でもできるという環境であれば、私もいろんなものをツールを使えとは申しません。

しかしながら、今地方自治体の現状を見てみますと、地方分権の進展によって仕事量は増大、住民の要望はますます高度化をし、複雑化しています。当然予算規模は縮小傾向にあり、職員も減少をするという相反する課題を抱えています。何とかするということぐらいだったらみずからの責任で何とかできますが、何とかできないからこそいろんな形で行政をお願いをしたり、またいろんな事業に取り組んでいただきたいということを申し上げております。

やはり、立科町が自立を選択をしたならば、やはり町民もみずからの責任を持たなければいけない、またその覚悟を持たなければいけないと私はいろんなところで話せる場所では、自立は大変厳しい、その覚悟を持って臨まなければいけないということをお話しております。その中でひきこもりを引きこもらせておかず、積極的な人材の掘り起しとして積極的に取り組んでいただき、またアプリをICT万能のツールというものとして利活用をし、問題解決に向けて動き出していきたいと思っております。

立科町は、自立をどう維持していくか、総合戦略が絵に描いた餅にならないように知恵を出して、よく言われるズクを出して、協働で乗り越えていきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（土屋春江君） これで7番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は3時45分からです。

（午後3時35分 休憩）

（午後3時45分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**4番、村田桂子君**の発言を許します。

- 件名は **1. 地域活性化のために**
2. 農業の発展のために
3. 介護保険制度の改定に伴う変化についてです。

質問席から願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） 私が最後の質問者であります。皆さん、お疲れのところだと思いますけれども、よろしく願いいたします。

前段の議員の質問ともかぶったりしますので、ちょっと質問の順番を変えまして、私、地域活性化のためには最後のほうに持っていきまして、2番、農業の発展のために、そして、介護保険制度、そして、地域活性化というふうに質問したいと思いますので、よろしく願います。

まず、農業の維持発展のための後継者づくりについてです。

私のご近所でりんごの木を切ってしまったという方に出会いました。いつもわけありりんごを箱単位で買っていましたが、「ことしも願います」と言うと、「実は病気もしたし、もう高齢でできないので、りんごの木を切ってしまいました」とおっしゃいました。

わけありと言っても、少し形がいびつになっていただけで、味に変わりはなく、大変おいしいりんごを生産されていた方です。その方が他の方にりんご園の継続栽培についてお願いしたかは聞きませんでした。せつかく木が成熟し、渋みもなくて蜜がのったおいしいりんごの木になっていたの、それを聞いて大変残念に思いました。切ってしまう前に、誰か任せられる人はいなかったのか、そうした相談できるシステムがないのかどうか気になっており、今回の質問となりました。

農業者、とりわけ立科の名産物であるりんごの経営についての農業者の相談の体制をつくり、早めにりんご栽培を継ぐようなシステムづくりはできないでしょうか。現在はどうなっていますか。栽培技術を教え、継いでもらえるシステムづくりについてお伺いをいたします。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） ただいま村田議員のほうからご質問がありました。

本当に立科の農業を取り巻く環境は、朝の今井清議員からの質問にもあったように、非常に厳しいものが、畜産、また、果樹、稲作農家、広きにわたって存在をしているというふうに認識はしております。

その中でも、今回、村田議員のりんご栽培、りんご農家についてというようなお話については、担当課長のほうから詳しくお話をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

村田議員からのご質問の後継者、園地継承の話だと思っておりますが、この質問につきましては、午前中の今井議員と同様の質問でありますので、重複する内容かと思っておりますが、ご容赦をいただきたいと思っております。

以前から、二、三年前からという形ですが、JAの果樹部会では、廃業や規模縮小をするりんご園を継承するために園地継承の取り組みを行っております。相談があったときに協議をして、引き継ぎができる農家へ情報を提供しているとのことではありません。

しかし、そのときの状況により、全てが継承できているわけでもなく、地域的な問題や条件の悪い場所などは、継承できずに廃園となった事例もあるようです。

しかしながら、条件のいい圃場につきましては、無事、園地継承の取り組みが成功しているといった事例もあるようです。

現在では、部会員だけ、いわゆる町内で栽培をされている方では対応できないことも想定されているため、新規就農者向けに里親制度を活用し、県の農業改良普及センターとも連携をし、町外や県外へもPRをするなどして、今後、取り組んでいく必要があると思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 里親農業制度が機能しているという話を午前中伺いました。

それで、今、移住体験住宅もつくられているわけですがけれども、新しく募集をするときの範囲なんですけれども、ホームページを見てもなかなか詳しくは載っていないんですけれども、例えば、姉妹都市であるとか、友好都市ですとか、そういうところに、こういう里親制度があるというようなことを広く紹介をすると。そして、そのときに、国や県が財政措置をしているという制度があることもホームページの中で載せながら、支援制度があるんだということがわかれば、結構なインセンティブになるんじゃないかと思うんですけれども。

どの範囲に広げて担い手をつくっていくかという点での工夫について、お聞かせいただきたいと思っております。また、国や県の新規就農についての助成制度はどのようなか、お知らせください。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

里親制度を活用しているという話をしましたが、現在、それによって、里親制度と

して来ている農家の方は今いません。登録だけという状況であります。

これをどのような形でPRするかということですが、東京、関西でも行われているんですが、新農業人フェアとか、新規就農者向けのフェアがございます。そういったところに私どもも出て行きながら、PR活動のする必要があると思っておりますし、また、長野県はそういったブースで相談を受け付けているそうです。

その中で、果樹をやりたいという人がいれば、立科町にも紹介をしてくれるという形で、現在、連携をとっているところであります。

また、新規就農者向けの支援につきましては、青年就農給付金という制度がありまして、45歳以下の新規就農者、青年者向けには、150万円の交付金が交付されるという制度が現在のところございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 先ほどのご答弁では、条件のいいところは園地の継承があるけれども、残念ながらそうでないところもたくさんあるとおっしゃいました。

しかし、立科の農家の方は、それぞれの農地にあって、土壌改良も含めて、本当に苦勞をされながら、そのりんごの木に合ったものをつくれ、本当においしいりんごをつくっているんです。それが条件不利地であっても、努力をしていいものをつくっているということを考えると、むざむざ切ってしまうのは本当にもったいないと思うんです。

それで、私もホームページをいろいろ見たんですけど、里親農業制度の里親をおやりになった、かつてだと思うんですけど、牛鹿の片桐さんですとか、柳澤さんですとか、言葉がずっと載っていたりとか、あるいは、新規に美上下なんかでレタス栽培を始められた方の言葉がホームページに載っていたりとか、そういうことが紹介されることで、多くの方が立科で農業をということにもなろうかなと思うので、そこら辺のPR活動をさらに、その里親制度に私もなかなかたどりつけなかったんですけども、すぐリンクできるような形だとか、あるいは新規就農をされる場合には、そういう財政支援があるんだということもすぐわかるような、すぐリンクのできるような、そういうホームページづくりだとかも工夫の余地があるんじゃないかというふうに思うんですが。

もう一度、そのPRの部分と財政支援、とりわけ住みながら農業体験をするインターシップのような形になると、例えば、宿泊費を空いた教職員住宅や町営住宅、そういうところの住居の支援をしながら宿泊費は無料にするとか、低額にするとかしながらの新たな支援策もつくりながら、大いにPRする等が必要ではないかと思うんですけども、それについて、いかがでしょうか。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

PRすることは大変重要であると思いますので、その広報手段については、今後、検討をしてみたいというふうに思っております。

また、2つ目の住宅等の支援等の考え方ですが、現在は、町ではそこまではしておりません。そういった青年就農給付金を受けることによって、そういったところから対応していただければなというふうに思っておりますので、そんな考え方でおります。以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） では、最後に町長にお伺いします。

やっぱり立科はりんごということでブランド化してきたわけですし、その努力を、ここで高齢化によって絶ち切ったり、縮小したりしているのは本当にもったいない、先人の努力が無に帰してしまうわけなので、私は、ここはぜひ町長を先頭に、立科のりんごをさらに継承者を見つけて、何としても守って発展していくぞというところで、大いに知恵も発揮させていただきながら頑張っていたきたいと思うんですが、その決意のほど、りんご農家を絶えさせないぞというところで、工夫と決意をお願いいたします。

議長（土屋春江君） 町長。

町長（米村匡人君） 村田議員の熱いりんご農家の思いが伝わってきております。

本当にりんごだけではなく、先ほどもお話したとおり、畜産農家、また、稲作農家にとっても、やはり後継者問題というのは非常に大きい問題があるというふうに認識はしております。

先ほども答弁の中でもお答えしたように、本当に小諸の農業大学校、また、松代にある農業大学校、また、塩尻にある農業大学校もそうですけれども、県の農業大学校との連携ということも、これから、私もたびたび県庁のほうに行って農政課とも話をするがあると思いますので、そういうふうな形の新しい連携はとれないかというようなご相談はさせていただきたいなと思います。

その中での支援、また、新規就農者支援というものもあることは確かですので、そういうものが有効に使えるかどうか、それを、どういうふうにもた町から発信をしていくかということをよく検討させていただいて、各農家に合った就農支援ができないかということは検討をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 町長の決意をお伺いしてうれしいんですけれども、都市部の皆さんにやっぱり立科ライフを、ぜひ、私は経験させていただきたいと思いますし、りんごの農家で、今、支援者、新しく継続する人を大募集なんだよという情報も、私は大いに姉妹都市、友好都市に発信をしていただければ、そして、こういう移住に対する、就農に対する支援策があるだということを1つのパッケージにして、大いにアピールするという活動をしていただきたいなというふうに思うんです。

それは、やっぱり立科のりんご、農産物、お米が本当においしいもんだって、私たちが心から自慢できるからなんです。これを決して途絶えさせてはならないということで、ぜひ、そういう点でも、トップセールスという言葉がありましたけれども、そういうメニューをつくって、パッケージとして持っていくようなことを、工夫、努力をお願いしたいと思います。

以上、これについては終わります。

次に、地域振興条例の制定です。

文字どおり、地域の中をお金回る地域循環型の仕事発注システムです。住民の納めた税金が町内をめぐる、二重、三重の経済効果を生むことができます。地域内循環を理念的、実践的に支える制度をつくることを求めますがいかがでしょうか。

ここは、農業関係のところを出しておりますが、林業も含めると、公共施設の建設などに町の木材を使うとか、町の業者に優先発注を行うとか、町内産・県内産を使えば補助を出すとか、地元の工務店を使ってリフォーム整備すれば町が補助をするなどの、地域産業の振興をはじめ、小中学校の食材、さまざまな宴会、イベントの会場には地元農産物を使う、りんごジュースで乾杯の習慣をつけてもらうなど、地元農産物の優先発注、地産地消の推進などを盛り込んだ地域振興条例をつくって、町内の農業、商業、中小零細業者などを元気にするための制度を条例化して推奨してはどうかと思います。

なお、先ほど午前中の答弁の中で、立科町経済振興条例というのがあるということ伺いました。大変不勉強で申しわけないんですが、その理念と、先ほど今井清議員の質問に対してそういうお答えがあったと思うんですけども、それについてと、私が今申し上げたこととリンクしながらのご答弁をよろしくお願いします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

地域振興条例の制定をという提案でございます。地産地消の促進やりんごジュースで乾杯などということではありますが、本年度、地産地消の取り組みとして、町では、たてしなの恵み利用拡大事業のほか、昨年は農業振興ビジョンの策定など、農業振興に積極的に取り組んでおります。

議員さんが提案されています地域振興条例を制定することもなく、現在、積極的に進めております。

また、林業につきましても、ご質問のとおり、間伐材を今回はデイサービスセンター、また、その前は保育園への材として利用をしておりますので、現在、進めておることから、制定をすることは特に考えてはございません。

また、昨今、地酒による乾杯を進める乾杯条例制定の動きが全国の自治体で広がっていることはご承知のことかと思っております。これについては、2013年に京都市議会が京都市清酒の普及の促進に関する条例を施行したのが端緒となったものであるそうです。

長野県におきましても、現在、開会中の定例会において、信州の地酒普及促進乾杯条例がこの4日に可決されたとの報道がありました。

条例といいましても、特に拘束力や罰則等はなく、単なるスローガン、プログラムの規定にすぎず、効力はないとのことでもあります。

制定に当たっては、幾ら罰則や強制を伴わなくても、個人の嗜好にかかわる分野で自治体が条例を制定することには賛否があり、制定を見送った自治体もあり、首長による提案ではなく、議員提案で制定されているところが多いようでもあります。今回の長野県においても議員連盟の提案だったというふうな報道でありました。

今回はお酒でなくりんごジュースで乾杯をとという提案がありますが、同様の考え方から、首長の提案でなく、議員の皆様で協議され、提案されるのも一案であろうかというふうに思っております。

私のほうは以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 言われるまでもなく、やっているぞという、大変自負心にあふれた答弁だったと思います。

それではお伺いしますけれど、例えば、給食の食材における地元農産物の割合はどのくらいでしょうか。また、地元の間伐材の活用というところでは、今、デイサービスセンターと保育園の話がありましたけれど、例えば、町民の皆さんがリフォームするときに町営材なんか使えるのかどうかとか、そこら辺のことはいかがでしょうか。町の材木を活用すること、町の農産物を活用することについて、いかがでしょうか。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

学校給食での地域食材の利用量については、ちょっと調べてありませんので把握できておりません。

間伐材の利用についても、現在、公共施設として、保育園とハートフルケアのデイサービスセンターだけだということでありまして、一般の家庭への間伐材、町有林材の利用についての事業の実績もございません。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 学校における農産物の関係でございますが、現在、立科町の学校におきましては、野菜、米、肉と、JAを通じまして、全ての食材は立科産の食材を使っております。

ことしも10月19日に地域食材の日を設け、保育園、小中学校において、給食に蓼科牛による牛丼等、生徒の皆さんに大変喜んで食べていただいたところでございます。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） わかりました。地元産100%なんて、本当に素晴らしいことだと思います。これがずっと続けられるように、農業支援も続けていただければと思います。

最後に、りんごジュースで乾杯については議員でやってくださいよというお話だったんですけど、私は理念条例として、立科と言えはりんごというところでは、これも1つ大変有効かなと、発信するのに有効ではないかなというふうに思うんですが。

前日もいろんなイベントがあったときに、廊下がりんごジュースが置いてあって、よそから来られた方にも、とても好評だったというふうに思います。各種イベントでりんごジュースを出すことによって、立科のイメージアップも図れるんじゃないかなと思うので、これについては、積極的なりんご、並びにりんごジュースの活用をというところで求めていきたいというふうに思います。

ここはちょっと理念の問題なんですけど、ここも町長に一言、振興という点でよろしくをお願いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

私も五輪久保、また、立科のりんごジュースが大好きなものですから、本当に乾杯というご提案であったと思うんですけども、そういうものは、いろいろなところの今の流れ、県もそうですし、佐久市もそうですけれども、議員の皆さんが協議をされて提案をされているというの、ひとつ、僕がいうよりもいいのかなというふうに考えております。

ただ、村田議員も言われたように、いろいろなイベントの中でりんごジュースを提供させていただいても非常に好評だというのは、本当に誇らしく思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 引き続き、立科のりんごというところで大いにアピールをしていただきたいというふうに思います。

次にまいります。

TPPの問題ですが、TPPの大筋合意が図られたとして、政府は国内産業への支援策を相次いで打ち出していますが、参院選挙が目前だという政治的意図と、何よりも、そうした支援策を打ち出さなければならないほど、国内産業への打撃は大きいことの証明だと言わなければなりません。

国会決議でうたわれた国内重要産業5品目、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖は、交渉の例外とするという決議を明らかに踏みにじって、国内産業よりも外国の輸出産業の利益を最優先させたというほかない結果となっています。

県内、とりわけて立科の主力産業である、米、豚肉、牛肉、そして、りんごへの影響はどのようなか、町として、今回の事態をどう受けとめ対応するのか。町としても、町内の農業を守る立場から今回の大筋合意と呼ばれているものが、明らかに国会決議違反であるという点で、国会での批准をすべきでないことを強く打ち出すべきだと考えます。

このT P Pの大筋合意、まだ、もちろん批准はされておりましたが、町内への影響、そして、町長の見解を伺います。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今の村田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

去る11月18日に東京で開催をされました全国町村長大会で、環太平洋パートナーシップ、T P P協定に関する特別決議で、政府においては、これまで以上に国内農林水産物の品質や安全性に対する国民の理解を深めるとともに、影響を受ける農林漁業者が希望を持って経営に取り組める国内農林水産業の振興、また、農山漁村の活力の維持の実現を強く求め、全国町村会長も政府とともにこれらの施策を通じ、農山漁村の価値を向上させ、その活力の維持を図るため、全力を挙げて取り組む決意であることを決議をさせていただきました。

そういうことを受けて、これからのどういうふうな形でT P Pに立ち向かっていくのかというような、全国の町村長の強い意思が決議をされたという形になっております。

その中で、立科町のこれからの農業についてということに関してですけれども、やはり、そういうことを踏まえた中の、それが始まる前に、どういうふうな形で農業支援をしていながら強い足腰が持てる農業をつくっていくかということが、町に課せられた義務ではないのかなというふうに感じてはおります。

以上です。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

T P Pにおきましては、米の価格の下落も心配をされておりますが、国におきましても、農政新時代ということで、攻めの農林水産業への転換、体質強化対策や新たに経営安定、安定供給のための備えといった施策も、今後、出てくるという情報が入ってきております。

お米については、やはり8万トンという形での影響があるかと思いますが、りんごについては、これは、影響は限定的だというような情報が入ってきております。

あと、肉につきましては、これから、またマルキン事業、価格保証の制度を拡充をするといった形での施策を期待をしているところであります。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 信濃毎日新聞では、このように、11月7日にT P Pの問題について、県産りんごは4割116億円減るだろうと、豚肉も7割減、肉牛も6割減というふうに厳しい数字を出しております。

今、立科でも、そうは言っても、先ほども申し上げましたように、高齢化とか、離農する方がふえている中で、こういうことが実際に行われて、安いらんごなんかが入

ってくると、それこそ未来に希望が持たなくなって、離農に一層加速をするという事態になろうかというふうに思います。

それで、今、まだ国会で決議が了承されたわけではないわけですね。大筋合意ということが伝えられているだけであって、決して、まだ決まっているわけではないわけです。

その一環として、今、全国町村長会での特別決議があろうかと思うんですけども、私は、町長の認識として、こういう事態を受けたときに、やはり、特にりんごなんかは全く交渉の関税撤廃というところに話がなかったものが、一気に撤廃なんかというふうになってきているわけですから、米もそうですが、これは明らかに国会決議違反ではないかという点では、これは批准すべきではないというふうに思うんですけども、そこら辺のご認識、そして、また町村会は別としても、ぜひ、立科町長としてのご意見の表明をお願いしたいと思うんですが。

私は、これは国会決議、このまま容認すべきではないと、これでは日本農業が立ち行かなくなるということは明らかではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

私、立科町の農畜産物に関しては、非常に評判もよく、また、人気もあるというふう感じております。ですからこそ、この人気を、TPPが始まるとしても継続をして販売ができるように、先ほども村田議員も言われたみたいなトップセールスじゃないですけども、私も、いろいろなところで、皆さんとしっかりと、この農畜産物のよさをPRをして販売をしていくルートをつくっていくことは、やはり必要ではないのかな。

そのために、農協、また、農政課もそうですけども、そういうふうな団体の皆さんとお話をしていきながら有利な販売の方法、これから、どういうふうに進んでいくのかということ、やはり考えていくほうが、私はどちらかという、どうも国がどうするんだろう、ああするんだろうというふうに思い悩むよりは、やはり戦っていききたいというふう感じておりますので、この立科町の農家を守るということの中で、力いっぱい職務を果たしたいというふうに感じております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 大変力強いお言葉、ありがとうございます。立科町の農産物が大変競争力を持っていて、大いに打って出る可能性があるということでは、私も本当にそのとおりだと思います。

ただ、全体的に安い農産物が入ってくる、とりわけ、米などは、無関税枠が新たに7万8,400トンも入ってくると。国内でつくられる、特に、立科でつくられるおおいし

いお米を飼料米に、動物の餌に回して、外国から主食米を輸入するなんてことは、とてもあべこべ政治だなど。むしろ、外国から取り入れるものは飼料に回して、日本でおいしいお米、立科でおいしいお米をつくらせるべきだと思うんです。

ここでも、米は聖域としてTPPの対象にはしないんだという決議を見事に踏みにじっているわけです。

農産物についても関税枠を取っ払って、守られたのは3割くらいしかないということになれば、これから先、りんご農家にしても、野菜農家にしても、仕事を続けていく、後継者を育てていく上では、本当に将来展望が暗くなってしまいます。もちろん、町長の力強いトップセールスによって販路を切り開く努力はもちろんやるんだろうと思いますけれど、全体としては、そういう粗悪っていったら失礼ですけども、より安い、価格の安い、あるいは農薬なんかも、食品の安全基準も日本以下のようなものが入ってくる可能性がある、そういう中であって、農業者の将来の希望を打ち砕いたような、そういう内容であることについて、私は抗議をしたいし、また、今だったら撤回ができるのではないかと、決まっているわけではないので、やっぱり日本のおいしいお米、安全な食品を守るという点では、私は一地方の首長としても、しっかり発言をしていっていただきたい。

日本の国内の産業を守らないで、外国の、多国籍企業のもうけを優先するなんてことは許せないぞということを、私はぜひ発信していただきたいなというふうに思いますし、私も、これは批准するなという運動を多くの農家の皆さんと力を合わせてやっていきたいというふうに思います。

これは、私の決意を含めてですけども、町長には、ぜひ、国に対して、まだ遅くないので、ぜひ、ものを言っていただきたいし、これからも販路拡大のためには大いに頑張ってくださいということを要望しておきます。

次に、介護保険制度のほうに移りたいと思います。

今度の介護保険制度の改定によって、事業所にとっては減収になり、利用者にとっては、介護はずしや負担増が強いられていると、町の現状とその対策はということで質問いたします。

ことし4月から、改正介護保険法が施行されました。その改定では、1、要支援者の訪問介護や通所介護を介護保険の給付からはずし、コストを抑えた市町村の事業に移しかえること、2、一定以上の所得の利用料を現在の1割から2割に引き上げること、3、特養の入所対象を原則として要介護3以上に限定すること、4つ目として、低所得者を対象とした施設での居住費や食費の負担軽減制度の要件を厳しくするなど、国の徹底的な介護サービス費用の削減と利用者負担が盛り込まれており、事業者にも、また、利用者にも、さまざまな困難が生じています。

事業者への介護報酬は、この4月からマイナス2.27%、これは、さまざまな施策を講じた上でのマイナス2.27%なんですが、特段の人的な配置をしなければ4.45%とい

う大幅な引き下げが実施されました。

土台となる基本報酬のほぼ全てのサービス事業で軒並み引き下げられたために、小規模デイサービスや認知症グループホームを中心に、各地で経営難を理由とする事業所の廃業が相次いでいます。

また、介護現場での人手不足も深刻です。介護福祉士の養成校では、入学者が定員数を大きく割り込む事態が続いています。介護を職業として選択する若い人たちをふやす上で、介護職員の処遇改善は待ったなしの課題であり、今回の議会にも陳情が寄せられているほどです。

介護職員の給料は、全産業平均と比べて、約9万円から10万円も低い水準にとどまっていることも明らかとなりました。介護のために仕事をやめざるを得ない介護離職も、年間に10万人にも及ぶとして大問題となっています。これまで築いてきた事業者やヘルパーなど、介護保険事業の基盤整備が切りくずされてしまうことが懸念をされています。

今回の改正が、こうした問題の抜本解決にならないばかりか、一層の困難に追い込むことは、実際の現場からの声で明らかです。

その上で、まず、要支援者を介護給付からはずし、市町村による総合事業に移しかえよといいますが、町の対応はどのようになりますか。2点目として、介護保険の利用料2割が新設されたことによる影響と軽減策、そして、入所対象者を要介護3以上に、の影響と対策をどうするのか。

以上3つの角度から、今回の改定に伴う問題として、現状とその対策について、お伺いをいたします。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） ただいまの村田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

介護保険制度の改正により、大きく様変わりを始めてきていることは承知をしております。

昨日、国保連の監査を行う場があり、その中で、私は介護保険の担当という中で監査をさせていただきました。その中で、やはり村田議員の言われたみたいに2.27%の引き下げというような形の中で、保険の給付、支払い率が落ちていることは確かなことです。

ただ、立科町においては、2020年から高齢者の数が減少に転じるというようなお話でしたけれども、全国的には、やはりまだ高齢者の数はふえていくだろうというふうに予測をされます。

その中で、今、一旦は下がっているものの、やはり上昇に転じていくのではないかと懸念を持って進めようというような形が国の政策ではないのかなというふうにも感じております。

その中で、町がこれからどういうふうにしていくのかというようなご質問ですので、担当課長より詳しくご説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

まず1点目であります。要支援者を介護給付からはずし、市町村による総合事業に移しかえようとするのですが、町はどのような対応をするかというようなことでありますけれども、お答えをいたします。

介護保険法の改正によります介護予防、また、日常生活支援総合事業の移行につきましては、市町村が地域の実情に応じて、住民等、多様な主体が参画をして多様なサービスを充実することで、地域の支え合い、また、体制づくりを推進をして、要支援者等に対する効率的な支援等を可能にするといったことを目指しております。

総合事業への移行につきましては、サービスの種類、また、内容、人員の基準、運営基準、また、単価等、全国一律となっています予防給付のうち、訪問看護、また、通所介護については、平成29年度末までに総合事業のほうへの移行ということになりますけれども、訪問看護、通所のリハビリテーション、短期入所の療養介護、訪問の入浴介護等、これまでの予防給付によるサービスについては、従来どおりの予防給付で行うというようなことになります。

総合事業については、専門的なサービスを必要とする人には専門的なサービスの提供を、また、ボランティアやシルバー人材センター、社会福祉協議会、健康サポーター等の多様な担い手によります多様なサービスを組み合わせた事業として、市町村が独自に単価設定をして、費用の効率性とサービスの充実を図っていくものであります。

そのために、今まで介護認定を受けて要支援の方が利用をしていました訪問、通所サービスにつきましては、基本チェックリストで判断をいたして、要介護認定を省略をして介護予防、また、生活支援サービス対象者として、より迅速なサービスの利用を可能とするということでもあります。

これまで要介護認定等を受けないとできなかったサービス等が、チェックリスト等によって支援が受けられるというような形になってまいります。

立科町では、この総合事業等についての移行に向けて、現在、準備を進めているというところでございます。

また、今、介護認定をされている町民の方についてでございます。

平成27年の10月末現在、立科町の中では65歳以上のお年寄り2,510名のうち、446名が介護の認定者ということで、要支援の1、要支援の2の方、こちらのほうは112名ということで、全体の介護認定者のうちの約25.1%というふうなことになってきております。

先ほど介護はずしというような形で議員さんはおっしゃられましたが、総合支援事

業に移る部分について、要支援1、2がなくなるということではありませんので、逆に要支援1、2の方以外に総合サービス、総合事業に移ることによって、今まで要支援の認定でありますとか、介護認定、そういったものを受ける手間を省略をして、より早くそういったサービスを受けられるというようなことを目的として、総合支援のほうに事業を移行するということでご理解をいただきたいなというふうに思います。

村田議員さん、先ほどご質問にありました、2、3のほうまで全部続けてのほうがよろしいですか。（発言の声あり）全部続けちゃってよろしいですか。

次にご質問がありました介護保険利用料、こちらのほうが2割が新設されたということで、この親切による影響、また、対策をとということでございます。

今回、介護保険のサービスの利用料2割負担、こちらが新設されたということがあります。要介護1から5の方が利用する在宅サービスは、居宅介護支援事業者などに依頼をしてケアマネージャーに相談しながらケアプランを作成して、ケアプラン、利用者の現状に合わせて適切な介護サービス、これを利用するためのプランでありますけれども、この27年の本年8月より、介護保険制度、こちらのほうの改正がありまして、介護保険の利用額については、これまで原則1割負担ということでしたが、一定以上の所得者が2割の負担ということになりました。

これは、本人の合計の所得が160万円以上で、同一世帯の第一被保険者の年金収入からその他の合計所得の額を単身で280万円以上、また2人以上で346万円以上の方が対象というふうになります。

立科町では、現在、要介護者が先ほど申し上げましたが、約450名ほどおられます。このうちの0.2%の方、9名ほどが該当されておりますけれども、この制度改正に伴うこれらの方からの問い合わせ、また、苦情等については、現在、いただいております。

また、軽減策ということになりますけれども、本制度においては、同じ月に利用いたしました介護サービスの利用者負担額、これらを合算して上限額を超えたときには、超えた分、こちらが高額介護サービス費ということで、申請後に返納と、あとから支給をされるというような制度がございます。

本年度の改正によりまして、この利用者の負担の段階区分、この中に住民税の課税所得145万円以上の第一被保険者がいて、収入が単身で383万円、また、2人以上で520万円以上の人を対象とした現役並みの所得者の区分、この区分が新たに加えられております。

次に、入所対象者を要介護3以上になった、こういったものについての対策、これについてはどうかというようなご質問でございます。

今回の改正によりまして、平成27年の4月より、先ほど申されましたが、特別養護老人ホームの新規入所者については、要介護度3以上の高齢者に限定をされております。

これは、在宅での生活が困難で、中度、また、重度の要介護者を支える施設としての機能、これらを重点化するものでありまして、既に入所されている方は対象とされておりませんので、継続しての入所は可能ということになっております。

また、要介護度1、2の方につきましても、認知症でありますとか、知的障害、精神障害を伴い、日常生活に支障をきたすような症状、また、行動、意思疎通の困難が頻繁に見られるなど、在宅の生活が困難な状態であるとか、また、単身の世帯、同居家族が高齢で病弱にあることによりまして、家族等での支援が期待できない、なおかつ、地域での介護サービス、また、生活支援の供給が十分に認められない、このようなやむを得ない事情によって、特例によって入所可能ということになっております。

社会福祉法人ハートフルケアたてしなでお聞きをいたしました。現在の入所者につきましては、全員が要介護3以上の方ということでありまして、また、制度の改正に伴いまして、要介護1、2の待機者には、その旨をあらかじめご案内を言って了承をいただいているということで、待機者の方々には苦情等はなかったということでございます。

また、町では、ご本人、また、家族等の支援者と相談、ショートステイ、また、養護老人ホーム施設の利用など、要介護度とその状況に応じた介護環境、これらの紹介でありますとか、相談業務に努めているということでございます。

3点についてお答えをいたしました。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 追求したいんですけど、時間がないので、きょうのところは、新しく介護改定によって要支援1、2の方たちが町の事業になっていくわけですけれども、これまで受けられたサービスが引き続き受けられるように、やはりそこは最大限の努力をしていただきたいし、1点伺っておきたいのは、短く答弁をお願いしたいんですけど、財源です。町の事業になった場合でも、国や県からの支援がきちっと受けられるのかどうか、それによって、利用者負担が跳ね上がったり、サービスが受けられない人がふえてしまう、そういうリスクもふえてまいりますので、その財源についてお聞かせください。短くお願いします。済みません。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） 短くということでありましてけれども、町の負担割合については、現在、給付費、地域支援事業費ということで12.5%ということでありまして。

これが移行したということによっての増減っていうのは、多少のものはありますけれども、負担割合についての変更はございませんので、影響はないというふうに思います。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） それでは、この介護保険制度については、最後に町長にお伺いしたいんですけど、これから国が5年かけて、2020年までに原則2割負担にするんですとか、

さまざまな介護報酬の削減なんかのことが打ち出されています。

また、市町村に事業の移管があったりして、経営基盤が厳しくなるのではないかと
いうことも予想されるんですが、立科町の皆さんが、やっぱりこれまで受けられた
サービスがきちっと受けられるように、やはりそれを保証していくということで最大
限の努力をお願いしたいと思うんですが、町長の決意をよろしくお願いします。

議長（土屋春江君） 町長。

町長（米村匡人君） お答えさせていただきます。

介護保険制度、非常に注視をしていかないといけないというふうに感じております。
国も、これから消費税を10%に持っていくと、それは社会福祉費に充てていくんだと
いうことを打ち出している。それにどういうふうに取り組んでいくのかなということ
もしっかりと見た中で、町としても、これ以上の保険料を上げなくて済むような形で
は進めたいというふうに思いますけれども、この現状を見ていながら、やはり検討
はしていきたいというふうに考えております。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 時間配分があまりよくなくて申しわけありません。

3番目というか、1番目というか、地域活性化のためについては、重点的などころ
だけ質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、質問の順序ですが、来町者・移住者をふやすための努力はどのようなところ
での現状について、端的にお答えいただいた上で、私の提案としては、地域お
こし協力隊員を、これは国が100%財政支援をしているので、これを小海町のように
ぜひ導入をしていただきたい。

また、町の魅力の発信のために立科ファンクラブ、例えば、町内に移住をしてきた
人ですとか、あるいは、蓼科すずらん会の皆さんですとか、あるいは、ほっとステイ
に参加をされた方ですとか、あるいは、姉妹都市の皆さんとか、立科を愛する皆さん
たちのいろんなご意見をいただきながら、そういう町の魅力再発見と発信のための組
織をつくってはどうかということについて質問をいたします。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願いま
す。

町長（米村匡人君） 今、村田議員のご質問にあった1つ、来町者・移住者をふやすための努
力はどうかということだけ、お答えをさせていただきます。

今年度は、地域住民生活緊急支援のための交付金を有効に活用した移住促進事業に
おいて、移住体験住宅の整備、移住体験ツアーの開催、移住者向け住宅新築・改築の
助成、移住交流PRツール、パンフレットの作成を進めております。

これらを活用して、さらに移住者につなげていくために、立科町総合戦略におきま
して総合的に施策を実現していくこととしております。

以上です。

議長（土屋春江君） 齊藤総合政策課長。

総合政策課長（齊藤明美君） それでは、2番目のご質問、地域おこし協力隊の募集等につきまして、進捗状況、また、内容等につきまして、ご説明をさせていただきます。

ご存じのように、地域おこし協力隊につきましては、多くの自治体におきまして採用を進めておまして、新しい発想での取り組みの例がクローズアップされております。

立科町におきましても、来年度の採用に向けて検討をしております。

進捗状況、内容等でございますが、国の地域おこし協力隊推進要綱に基づきまして、立科町地域おこし協力隊設置要綱を制定いたしました。

立科町の豊かな自然環境、安全安心な農畜産物、地域文化など、さまざまな地域資源を生かしまして、農村と都市との交流・共生や地域づくりの活動に意欲のある人材を誘致し、その定住定着、あわせて地域力の維持強化に資することを目的としております。

協力隊員の活動といたしまして、具体的に産業及び観光業の振興、また、地域の情報発信、地域資源の発掘及び販売促進、地域間交流及び移住促進、地域行事及びコミュニティ活動、荒廃・遊休農地の解消に関する活動等の地域協力活動に従事していただくこととなります。

地域おこし協力隊の採用に当たりましては、今後、予算措置がされた際には、募集要領等の作成、また、募集、選考を得まして、決定という手順を考えております。あわせて、採用後の地域協力活動の年間プログラムの作成や受け入れ体制の整備等も並行して進めていくこととしております。

続いて、立科ファンクラブをつくり、町の魅力再発見と発信というご提案でございます。

こちらにつきましては、立科町をPRしていく、また、移住促進に向けまして、大変有意義なことだと思っておりますので、こちらにつきましては、具体的な検討を進めながら発信をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） まず、町おこし、地域おこし協力隊員募集を来年度に向けて考えておられるという話で、うれしく思いました。

ちなみに、何名くらいを予定をされておられるのか、それについてお伺いしたいと思います。

そして、今おっしゃられた情報発信とか、そのことなどを大いに期待をされるわけですけれども、やはり、地域おこしのためには、昔から、よそ者・若者・ばか者が必要だというふうに言われているんです。ばか者というのは、つまりは常人では考えないような突飛な発想、豊かなアイデアということだと思うんですが、その視点が必要

だと言われているんです。

この点では、立科でも大きな潜在力があって、横浜、川崎から、大都市圏、都市部から移住してきた人、別荘地として利用している人、そして、結婚等によって転居された方、さらには、この間、時代考証家の山田順子さんのお話があったんですが、立科にはさまざまな宝があるというお話、こういう町外の視点を取り入れて魅力を発信することが大変重要ではないかというふうに思います。

それで、その一翼を地域おこし協力隊員の皆さんが情報発信という点では、あちこちに取材に行って、町の宝を取材し、それをホームページやフェイスブックなどでどんどん発信をして、町の魅力をアピールするという点では、私は大変期待ができるのではないかなというふうに思いますので、そこら辺で何名くらいのことなのか、また、町として、主にここに期待をしたいというところがあればお聞かせをいただきたいと思います。また、ファンクラブについては、私の今の発言で結構ですけど。

議長（土屋春江君） 齊藤総合政策課長。

総合政策課長（齊藤明美君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の採用につきましては何名かというご質問でございますけれども、こちら予算の措置等もございますので、今後、28年度の予算編成の折に、町として方針を立てていくと考えております。

また、どのようなものに期待をするかということでございますけれども、他の取り組み例、また、アイデア等も頂戴しながら、有効な活用を検討していきたいと思っております。

昨年度の国の制度改正に伴いまして、最近、地域おこし協力隊の間で起業する動きが広がっていると聞いております。それ等も踏まえまして、任期後も地域にとどまって積極的に持続可能な地域活動に携わる隊員がふえることによりまして、移住人口の増加に加え、また、地域の活性化が図られることが期待されると考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。まとめに入ってください。

4番（村田桂子君） 立科で弱いのは、やはり魅力を発信するところだと思います。そういう点では、大いに期待をしたいと思います。

最後に質問ですが、クライנגルテンに住んでいる方たち、この方たちも立科の魅力に来て住んでいらっしゃるわけですが、こういう方たちへの移住へのアプローチという努力はどのようなことをされていますか。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

私どもは、クライングルテンの入居者に対しまして、空き家バンクの紹介ですとか、また、土地開発公社が造成をしました住宅団地の案内等もさせていただいているところであります。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 立科の魅力を発信する1つに、やっぱり人との交流があるかと思いません。

先日、私の友人が移住を北佐久郡区で決めまして、残念ながら小海町に暮らすことになりました。ご夫婦で決めましたが、その決め手は、地元の人との交流でした。7日間滞在して、さまざまなインターンシップを体験しながら地元の人と触れあう中で、こういう人たちが住んでいるこの町は魅力的だということで決めたそうです。

そういう点では、人との交流というのは、大変求められるんじゃないかというんですが、移住体験の住宅についても、そうしたプログラムをしっかりとって、地元の人と触れあうような、そういう支援をぜひお願いしたいと思います。これは要望にします。

終わります。

議長（土屋春江君） これで、4番、村田桂子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会にします。お疲れさまでした。

（午後4時46分 散会）